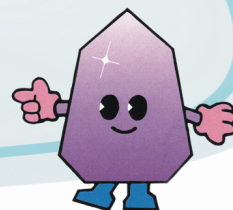


いしかわ男女共同参画プラン

ともに認め合い、支え合う社会へ



令和7年6月

石川町

はじめに

ともに認め合い、 支え合う社会へ



本町では、平成16年に制定した「石川町男女共同参画推進条例」に基づき、「いしかわ男女共同参画プラン」を策定し、「ともに認め合い、支え合う社会へ」を基本理念に、様々な取り組みを進めております。令和6年11月に実施したアンケート調査では、令和元年の調査に比べ、性別による役割分担意識が解消される傾向がみられましたが、社会全体における男女の地位の平等感の割合が低くなるなど、男女共同参画社会の実現に向けた課題が明らかになってきております。

また、昨今の社会情勢等の変化で、私たちの働き方や暮らしにも変化がみられ、ライフスタイルや価値観の多様化などにより、これまで以上に個々の能力や意思が尊重される社会の実現が求められています。町民一人ひとりが互いに尊重し合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現は、地域社会の活力を維持するうえでも、一層推進することが必要です。

このたび、男女共同参画に関する取り組みを一層加速するため、今後10年間に取り組むべき施策の指針とするプランを策定いたしました。本プランの推進にあたっては、行政はもとより、町民、事業者、各種団体の皆さまと課題を共有し、連携を深めながら取り組んでいくことが重要となりますので、皆さま方のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本プランの策定にあたり、貴重なご意見をいただきました石川町男女共同参画プラン策定委員会の皆さまをはじめ、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆さまに、心より御礼を申し上げます。

令和7年6月

石川町長 首藤 剛太郎

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	3
4. 計画策定の背景	4
5. SDGsの推進	9
6. 計画の策定体制	10
第2章 石川町の男女共同参画を取り巻く現状と課題	11
1. 石川町の人口の状況	11
2. 石川町における男女共同参画の状況	16
3. 男女共同参画に関する町民の意識（アンケート調査に基づく現状）	19
4. 目標数値の達成状況	45
5. 石川町の課題	46
第3章 計画の基本的な考え方	51
1. 基本理念	51
2. 基本目標	51
3. 施策の体系	52
第4章 施策の展開	55
基本目標Ⅰ 人権尊重とジェンダー平等社会の推進	55
1. 男女共同参画意識の形成と定着	55
2. 男女共同参画を目指す教育・学習の推進	56
3. 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援	58
基本目標Ⅱ 仕事と生活の調和を図るための環境の整備	59
1. 男女がともに家庭と仕事を担うことができる環境づくりの推進	59
2. 安心して子育てできる環境づくりの推進	61
3. 介護支援の充実	62
基本目標Ⅲ 女性の人材育成と意思決定過程への参画促進	63
1. 公的分野における女性の参画推進	63
2. 地域・職場・団体等における男女共同参画の推進	64
基本目標Ⅳ 心身の健康を脅かす暴力の根絶と健康支援	65
1. 男女間のあらゆる暴力の根絶	65
2. 生涯を通じた男女の健康支援	66
3. 生活上の困難を抱える女性等が安心して暮らせる支援	67
基本目標Ⅴ 防災における男女共同参画の推進	68
1. 防災における女性の参画促進	68
目標数値一覧	69

第5章 計画の推進	71
1. 計画の推進体制	71
2. 計画推進のための役割	73
資料編	75
1. いしかわ男女共同参画プラン策定経過	75
2. 石川町男女共同参画推進条例	76
3. 石川町男女共同参画プラン策定委員会設置規則	78
4. 石川町男女共同参画プラン策定委員・石川町男女共同参画推進委員名簿	80
5. 男女共同参画社会基本法	81
6. 用語解説	86

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

国では、令和2年に「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が閣議決定され、あらゆる分野における女性の参画拡大、安全・安心な暮らしの実現、ジェンダー平等社会の実現に向けた基盤の整備などの政策が示され、福島県では、令和3年12月に「ふくしま男女共同参画プラン」が改定されるなど、国や各自治体において様々な取り組みが推進されています。

しかし、固定的性別役割分担意識の解消やワーク・ライフ・バランスの実現、あらゆる分野における女性の参画推進などに加え、近年はドメスティック・バイオレンスの根絶や女性の貧困、ジェンダー平等など、男女共同参画社会の実現に向けて多くの課題が残っており、国際的にみてもジェンダー平等への取り組みは後れをとっている状況です。

本町では、平成16年3月に「石川町男女共同参画推進条例」を制定し、同年4月から「いしかわ男女共同参画プラン」（平成15年度策定、平成26年度改定、令和元年度一部見直し）に基づき、ともに認め合い、支え合う社会の実現に向けて、町民や地域、事業者の協力を得ながら取り組んできました。

この度、計画期間の満了を受けて、令和7年度から令和16年度までを計画期間とする新たな「いしかわ男女共同参画プラン」を策定し、個人の考えや価値観を互いに尊重し合い、性別にとらわれず、誰もがあらゆる分野において個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けて取り組んでいくこととします。

なお、本計画には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」に基づく市町村計画を包含しています。

2. 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」の第 14 条第 3 項に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」及び県の「ふくしま男女共同参画プラン」を踏まえ、策定するものです。

それとともに、「石川町第 6 次総合計画」の「個別計画」、「石川町男女共同参画推進条例」の「基本計画」として、本町における男女共同参画社会の実現に向けた各種施策や事業を、総合的かつ計画的に推進するための計画となります。本町の施策全般に男女共同参画の視点を反映できるよう、各分野の個別計画との整合、調整を図ります。

さらに、「DV防止法」第 2 条の 3 第 3 項、「女性活躍推進法」第 6 条第 2 項、及び「困難女性支援法」第 8 条第 3 項に基づく市町村計画として位置付けるものとします。

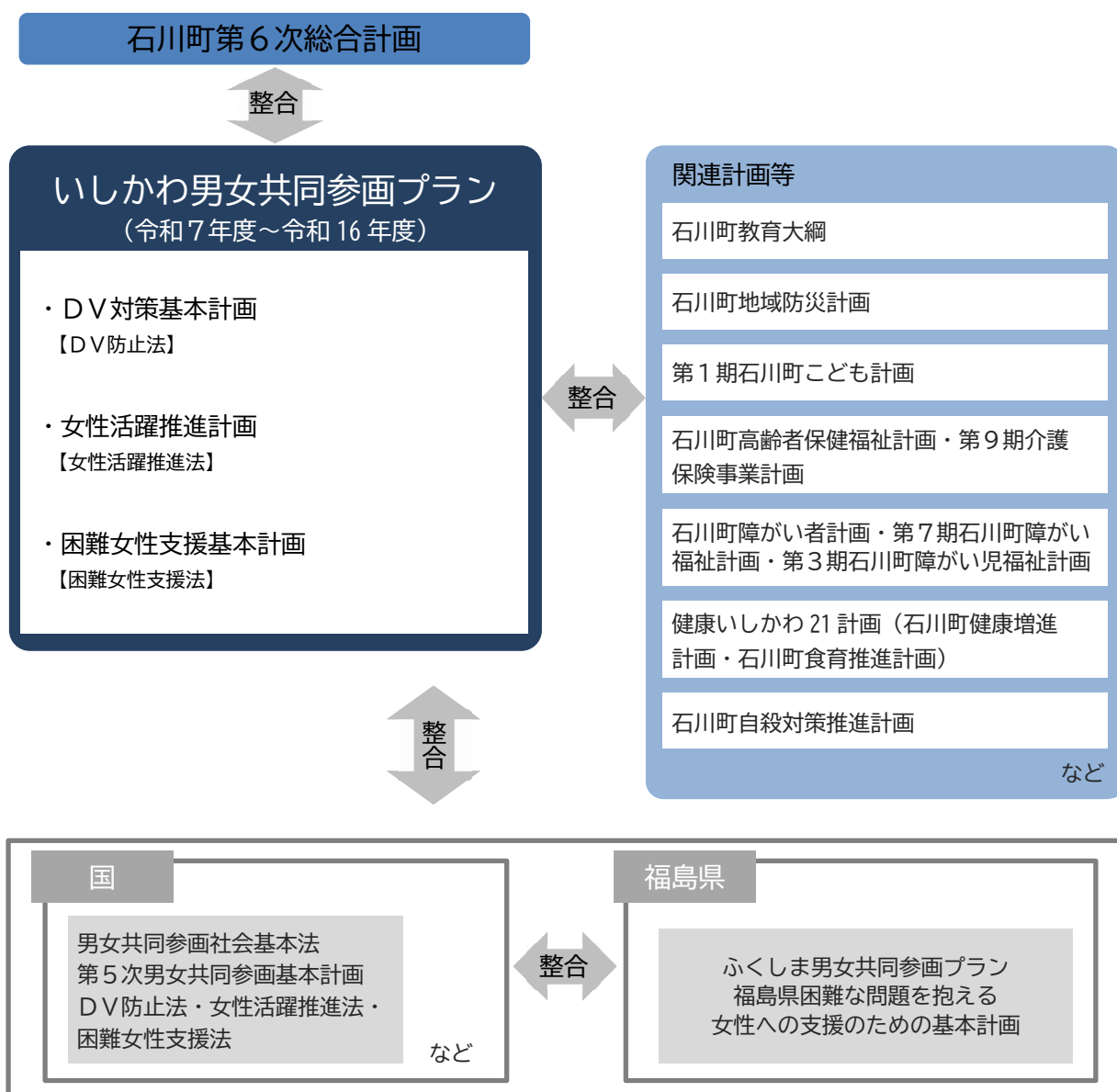
【石川町第 6 次総合計画（後期基本計画）の施策の概要（抜粋）】

石川町第 6 次総合計画（後期基本計画）
基本目標 3 豊かな心・町民文化を育むまち
3－2 社会教育の充実
（4）男女共同参画社会の形成

（施策の概要）

- 男女共同参画社会の実現を目指し、意識の啓発を行うとともに、あらゆる分野において、女性も男性もそれぞれの個性と能力を発揮できる環境の形成を進めます。

【計画の位置付け】



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間とし、令和11年度に前期5年間の推進状況を検証し、後期5年間の取り組みについてプランの見直しを図ります。

ただし、社会情勢の変化に応じ見直しが必要と判断される場合には、適宜見直しを行うこととします。

4. 計画策定の背景

(1) 世界の近年の主な動向

昭和 50 年に開催された国際婦人年世界会議では、国内・国際両面における指針となる「世界行動計画」が採択され、世界的に女性の地位向上に向けた取り組みが加速することになりました。

平成 7 年に開催された第 4 回世界女性会議（北京会議）では、「北京宣言」及び「北京行動綱領」が採択されました。綱領には、女性のエンパワーメント※を図るための具体的な取り組み指針が記載されており、これが、現在においても、女性の地位向上のための国際的基準となっています。「北京宣言」及び「北京行動綱領」が採択されて 20 年となる平成 27 年には、「北京+20」として、第 59 回国連婦人の地位委員会において、各国のこれまでの取り組み状況に関するレビューが行われました。

平成 27 年の国連サミットでは、「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。2030 年までに達成すべき国際社会の共通目標として、17 の目標と 169 のターゲット（具体目標）から構成されており、目標の 5 番目に「ジェンダー平等の実現」が示されています。

令和元年 12 月に初めて発症が確認された新型コロナウイルスは、世界的に感染が拡大しました。令和 2 年にアントニオ・グテーレス国連事務総長は「新型コロナウイルスの感染拡大が既存の不平等を強め、女性と女児のぜい弱性を露呈させ、影響を増幅させた。」と述べ、各国政府に対して新型コロナウイルス感染症の影響からの回復においては、女性と女児を対応の中心に据えるよう要請するとともに、「ジェンダー平等と女性の権利は、このパンデミックを共に切り抜け、より早く復興し、全ての人にとってより良い未来を築くために必要不可欠」とメッセージを発しています。

なお、世界経済フォーラムが毎年発表している、男女格差を測る指標としての「ジェンダー・ギャップ指数」（2024 年版）では、日本は 146 か国中 118 位で、2023 年より 7 ランクアップしましたが、G 7 では最下位となっています。分野別にみると、教育や健康ではほぼ男女平等となっている一方、「経済」の順位は 120 位、「政治」の順位は 113 位と改善はしているものの国際的に後れをとっています。

※エンパワーメント（empowerment）

自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

(2) 国の近年の主な動向

国は、男女共同参画社会の実現を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付け、「社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進を図ることが重要」との認識のもと、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定しました。これにより、男女共同参画社会の形成が統合的・計画的に推進されることとなりました。

平成28年には、「女性活躍推進法」が施行され、行政や民間企業が女性の活躍の機会を増やすために具体的な取り組みや目標を定めることとなりました。

令和2年には、第5次男女共同参画基本計画が策定され、目指すべき社会として、「①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会」、「②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」、「③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」、「④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取り組みを行い、国際社会と協調する社会」の4つが示されています。

令和5年6月には、性的指向*及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が十分ではない現状を鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資するため、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されています。

なお、男女共同参画白書（令和3年版）では、新型コロナウイルス感染症の影響による就業者数の減少幅は、男性は39万人に対し、女性は70万人で、女性の方が大きく、女性の貧困に関する問題等も示されるなど、コロナ禍で男女共同参画の課題が顕在化しています。こうした状況において、令和6年4月には、DVや生活困窮などに苦しむ女性の福祉の増進を図るため、「困難女性支援法」が施行されました。

第5次基本計画で強調されている課題

- ・女性登用や意思決定過程への女性参画の一層の加速
- ・生活の場（地域・家庭）における男女共同参画の一層の推進
- ・女性に対する暴力の予防・根絶
- ・高齢者単身・ひとり親世帯など、生活上の困難を抱えるすべての女性への支援
- ・防災・復興における男女共同参画の視点の一層の強化
- ・SDGsのすべての目標の実現に必要なジェンダー平等の実現及びジェンダー視点の主流化



第4次計画から強調された点

女性活躍のさらなる推進、新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響、デジタル化社会への対応など課題に対応する施策が追加・強調されました。

※性的指向

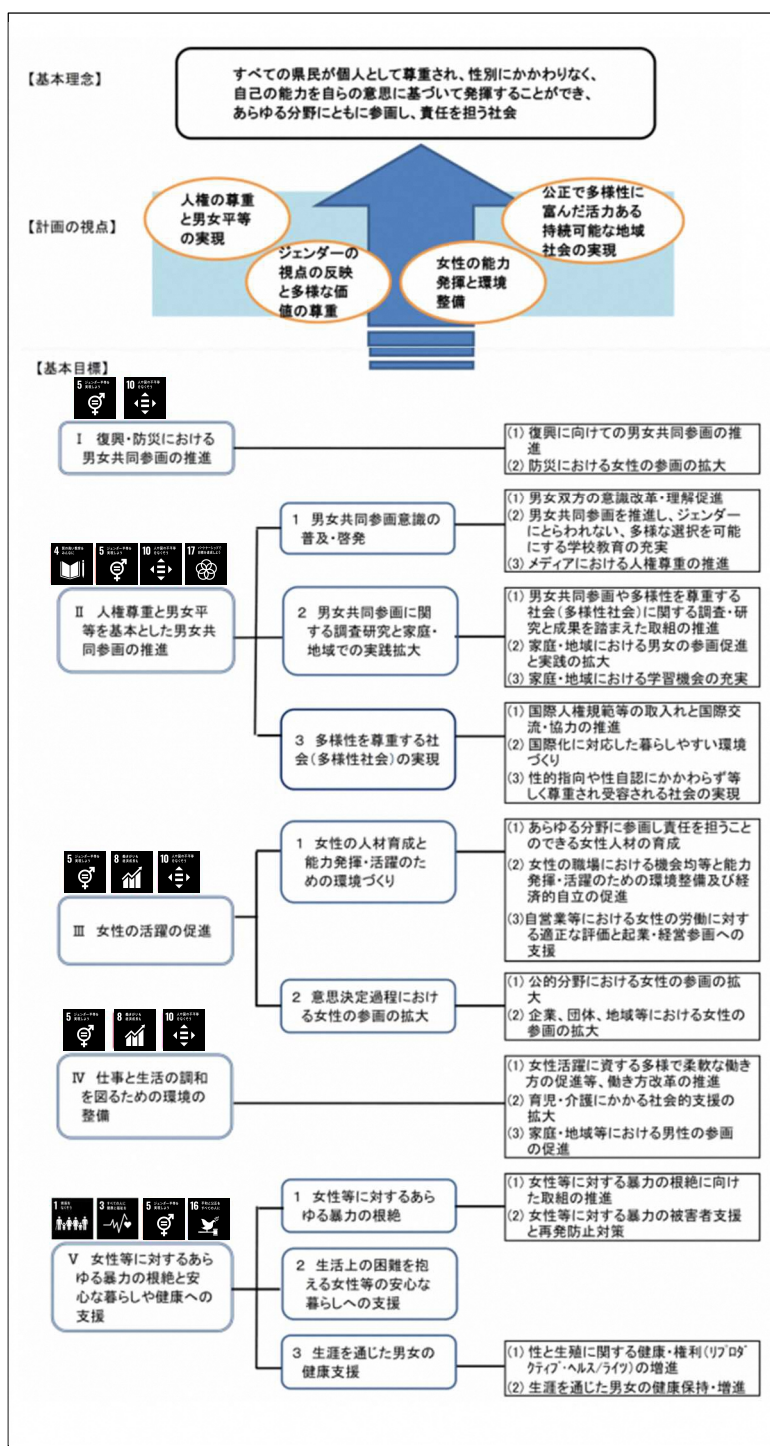
人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である。例えば、レズビアン（同性を恋愛や性愛の対象とする女性）、ゲイ（同性を恋愛や性愛の対象とする男性）、バイセクシュアル（同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人）等の呼称、性自認について、例えば、トランスジェンダー（出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人）等の呼称があり、これらの頭文字を取った「LGBT」という用語が、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）を表す言葉の一つとして使われることもある。

(3) 福島県の主な動向

福島県では、国内外における動きを踏まえて、平成13年には「ふくしま男女共同参画プラン」を策定し、さらに平成14年には「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を実現するための男女共同参画の推進に関する条例」を施行しました。

平成27年には、女性の活躍促進に関する情報を一元的に集約し発信することで、男女がともに活躍できる環境の整備を図ることを目的に、「女性活躍応援ポータルサイト」を開設しています。

令和3年に改定された新プランでは、計画推進の視点として、「人権の尊重と男女平等の実現」、「ジェンダーの視点の反映と多様な価値の尊重」、「女性の能力発揮と環境整備」、「公正で多様性に富んだ活力ある持続可能な地域社会の実現」が示されています。



（４）石川町の主な動向

本町においては、平成16年3月「いしかわ男女共同参画プラン」を策定し、その後平成27年2月に「いしかわ男女共同参画プラン（平成26年度改定）ともに認め合い、支え合う社会へ」を策定しました。

この間、社会を取り巻く環境は、人口減少とそれに伴う就業者の減少や消費市場の縮小、地域コミュニティの持続可能性の危機、女性の活躍、意思決定過程における女性の参画の必要性、長時間労働の是正、男性の育児参加など急激に変化し、それらに対する適切な施策が求められていました。

本町では、令和元年度にアンケート調査を実施し、後期の実現可能な取り組みに向けて「いしかわ男女共同参画プラン（平成26年度改定）ともに認め合い、支え合う社会へ」の見直しを図りました。前期5年間は、意識改革を中心に実施してきましたが、後期5年の期間中に新型コロナウイルス感染症という未曾有の事態に直面し、当初想定した取り組みが進められなかった一面もあります。

(5) 近年の国内外の主な動き一覧

年	世界	国	福島県
2019年 (平成31年・令和元年)	G7男女共同参画担当大臣会合がパリで開催され、「男女平等に関するパリ宣言」が取りまとめられる G20大阪サミット「大阪首脳宣言」に、「女性のエンパワーメント」に関する項目記載	「働き方改革関連法」施行 「女性活躍推進法等」の改正法成立(2022年4月1日までに順次施行) 「DV防止法」の改正法成立(2020年4月1日施行) 「女性活躍加速のための重点方針2019」決定	ふくしま女性活躍応援会議開催
2020年 (令和2年)	「第64回国連女性の地位委員会」(北京+25)の開催	「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」策定 「女性活躍加速のための重点方針2020」決定 「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定	ふくしま女性活躍応援会議開催
2021年 (令和3年)		「育児・介護休業法及び雇用保険法」の改正法成立(2022年4月1日から順次施行) 「候補者男女均等法」の改正法成立・施行 「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」決定	「ふくしま男女共同参画プラン」改定(2022年度～2030年度) ふくしま女性活躍応援会議開催
2022年 (令和4年)	G7男女共同参画担当大臣会合がベルリンで開催され、「G7男女共同参画担当大臣共同声明」が取りまとめられる	「女性デジタル人材育成プラン」策定 「困難女性支援法」成立(2024年4月1日施行) 「AV出演被害防止・救済法」施行 「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」決定	ふくしま女性活躍推進シンポジウム開催
2023年 (令和5年)	G7男女共同参画・女性活躍担当大臣会合が日本(日光市)で開催され、「G7ジェンダー平等大臣共同声明(日光声明)」が取りまとめられる	「DV防止法」の改正法成立(一部を除き2024年4月1日施行) 「LGBT理解増進法」成立・施行 「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023」決定	ふくしま女性活躍推進シンポジウム開催 「福島県困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」策定(2024年度～2028年度)
2024年 (令和6年)	G7男女共同参画・女性活躍担当大臣会合がイタリア(マテーラ)で開催され、「G7男女共同参画担当大臣共同声明」が取りまとめられる	「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024」決定	「福島県パートナーシップ制度」開始 ふくしま女性活躍推進シンポジウム開催

5. SDGsの推進

SDGsは平成27年（2015年）9月の「国連持続可能な開発サミット」において採択された国際目標で17の目標と169のターゲット（具体目標）が示されています。目標の5番目にはジェンダー平等が示されており、国が定めた「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」において、地方自治体の各種計画にSDGsの要素を反映することとされています。



本町においては、行政・事業者・町民等の地域が一丸となってSDGsを推進していくために、「石川町第6次総合計画」の基本計画の中で、施策と関連付けて進捗管理を行っていきます。後期基本計画で掲げる33の施策のうち、『男女共同参画社会の形成』が施策として含まれる「社会教育の充実」では、特に以下の3つの目標に対応していることから、本計画を推進するにあたって特に意識し、施策に取り組みます。



6. 計画の策定体制

(1) いしかわ男女共同参画プランに関するアンケート調査

本町の男女共同参画に関するニーズや課題を把握するとともに、地域社会づくりの推進において、今後の施策ニーズを検討するための基礎資料とすることを目的として実施しました。実施の概要は以下のとおりです。

調査期間	令和6年11月5日（火）～令和6年11月29日（金） ※集計処理にあたっては、令和6年12月5日（木）着分の調査票まで含めている
調査対象	18歳以上の町民（無作為抽出）1,500人
調査方法	郵送配布、郵送・WEB回収
回収票数	580件（回収率38.7%）
回収結果の男女の内訳	男性：256件（44.1%）、女性：313件（54.0%）、その他：3件（0.5%）、無回答：8件（1.4%）

(2) 石川町男女共同参画プラン策定委員会

本計画の策定にあたり、知識経験者、女性関係団体等の代表者、教育関係者で構成された「石川町男女共同参画プラン策定委員会」を設置し、計画の検討を行いました。なお、計画を見直す際には、「石川町男女共同参画推進委員会」で事業の進捗や課題を検討します。

(3) パブリックコメントによる意見公募

本計画に対する町民の意見を広く聴取するために、令和7年4月8日から4月16日の期間でパブリックコメントを実施し、1名から9件の意見が提出されました。寄せられた意見を考慮して最終的な計画の取りまとめを行いました。

第2章 石川町の男女共同参画を取り巻く現状と課題

第2章 石川町の男女共同参画を取り巻く現状と課題

1. 石川町の人口の状況

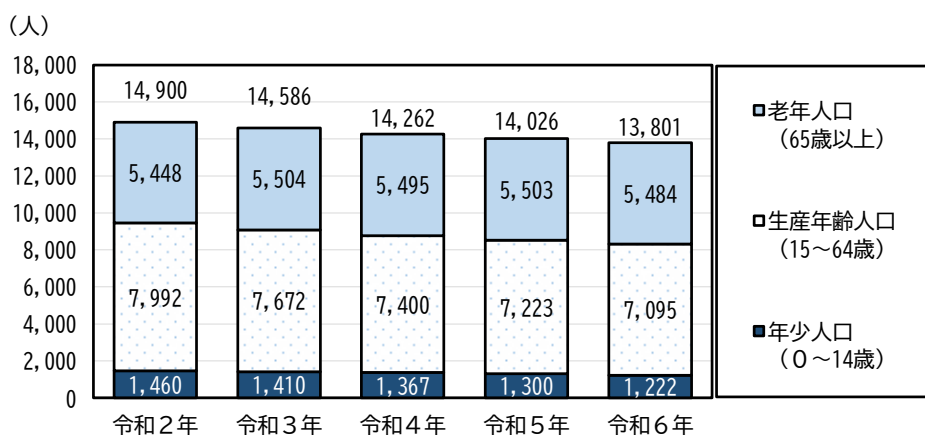
(1) 人口推移

本町の令和6年4月1日現在の人口は、13,801人となっています。

年齢別人口を人口ピラミッドでみると、男女ともに45歳未満の人口に比べて、45歳以上の層でふくらんでおり、男女ともに70～74歳が最も多くなっています。また、90～94歳の男女別では男性の98人に比べて、女性は250人と男性の2倍以上となっており、女性の長寿化がうかがえます。

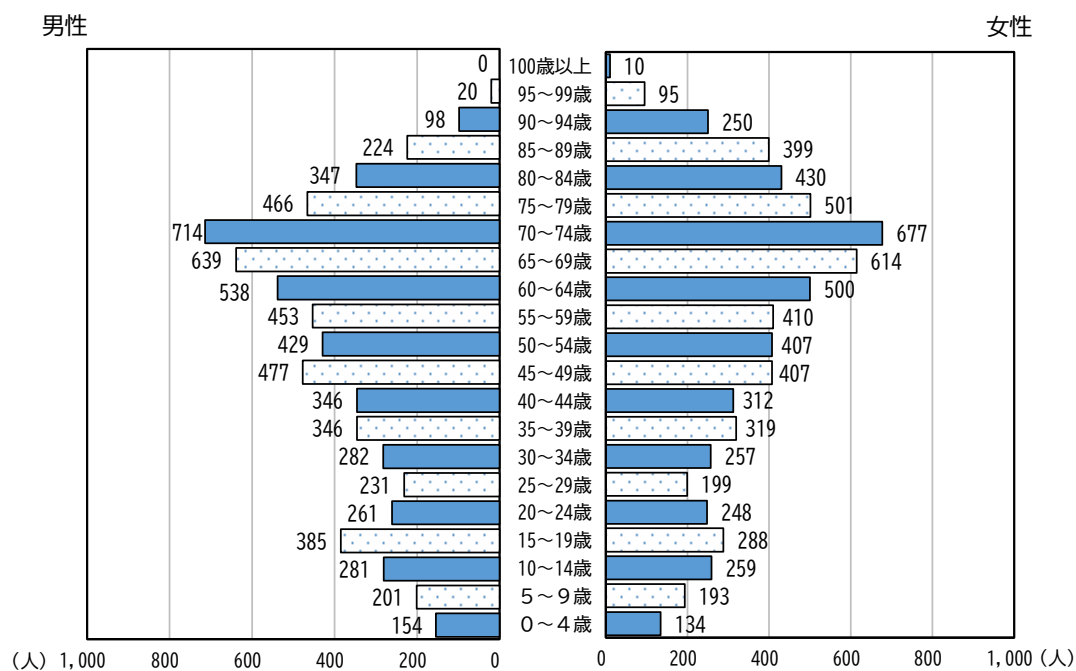
また、本町の人口構成比の推移を、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口、65歳以上の老年人口の3区分でみると、年少人口と生産年齢人口は減少し、老年人口が増加傾向にあり、令和6年では年少人口は8.9%、老年人口は39.7%となり、少子高齢化が進行しています。

【人口推移】



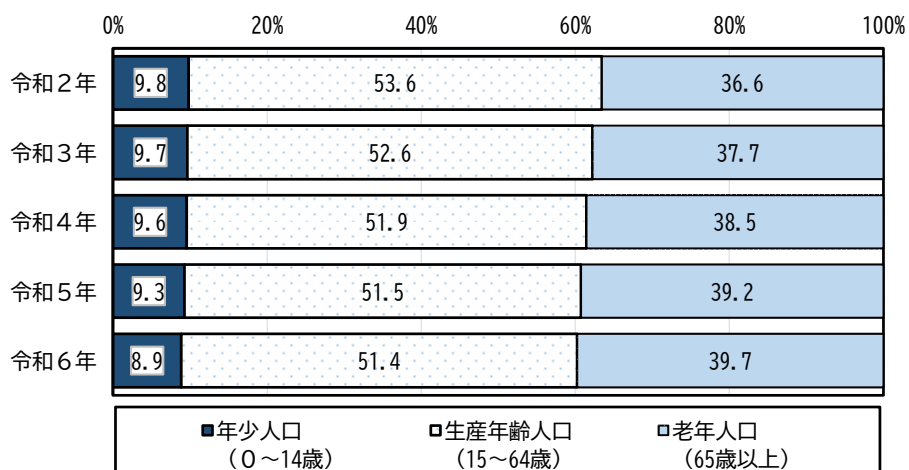
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

【人口ピラミッド】



資料：住民基本台帳（令和6年4月1日現在）

【年齢3区分別人口構成比の推移】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 出生と死亡の状況

令和元年から令和5年の出生数・死亡数の推移をみると、出生数は国や県と同様に減少傾向となっています。一方、死亡数は増加しています。

【出生数】

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
石川町	70	63	64	50	48
福島県	11,595	11,265	10,683	9,804	9,069
全国	865,239	840,835	811,622	770,759	727,288

(人)

資料：福島県、石川町：福島県現住人口調査年報
全国：人口動態統計（各年10月1日現在）

【死亡数】

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
石川町	229	201	251	253	246
福島県	24,949	24,459	25,490	27,351	27,498
全国	1,381,093	1,372,755	1,439,856	1,569,050	1,576,016

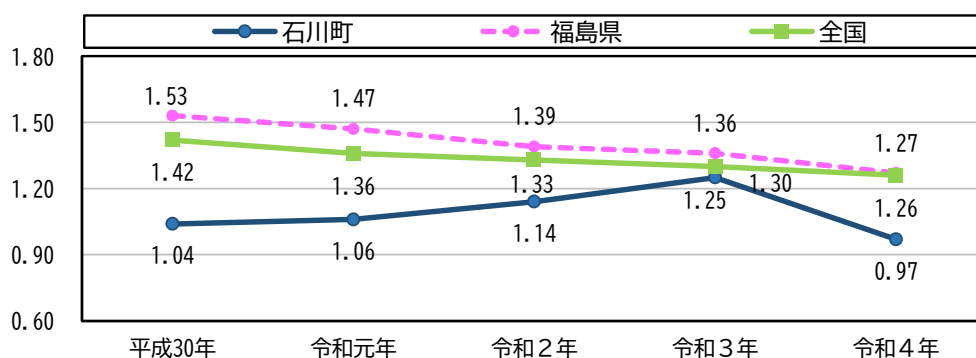
(人)

資料：福島県、石川町：福島県現住人口調査年報
全国：人口動態統計（各年10月1日現在）

(3) 合計特殊出生率

本町の合計特殊出生率は、令和3年には1.25まで上昇し、一時は国や県に近づきましたが、令和4年には0.97と、国や県を下回っています。

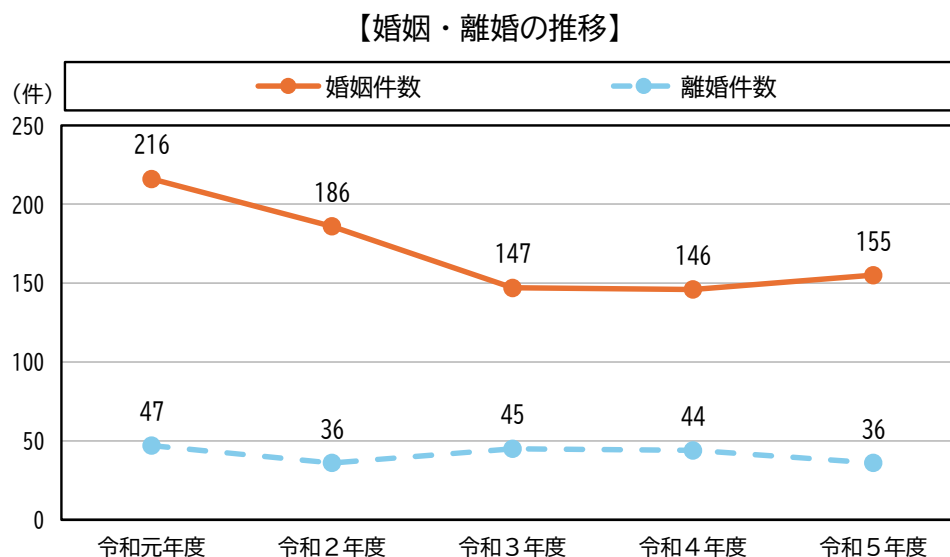
【合計特殊出生率】



資料：全国、福島県：人口動態統計（各年10月1日現在）
石川町：独自算出（各年1月1日現在）

（４）婚姻・離婚の状況

本町の婚姻・離婚件数の推移をみると、婚姻件数は令和元年度から令和4年度までは減少傾向となっていました、令和5年度には回復し155件となっています。離婚件数はほぼ横ばいで推移していましたが、令和5年度は36件まで減少しています。



資料：保健福祉課、町独自算出（各年3月31日現在）

（５）転入・転出の状況

本町の転入数をみると、県と同様に令和4年に一旦増加していますが、令和5年には再び減少しています。転出数については、令和2年に微増していますが、以降は減少傾向で推移しています。

【転入数】

(人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
石川町	323	296	286	363	337
福島県	56,898	53,034	51,341	53,558	51,818

資料：福島県、石川町：福島県現住人口調査年報

【転出数】

(人)

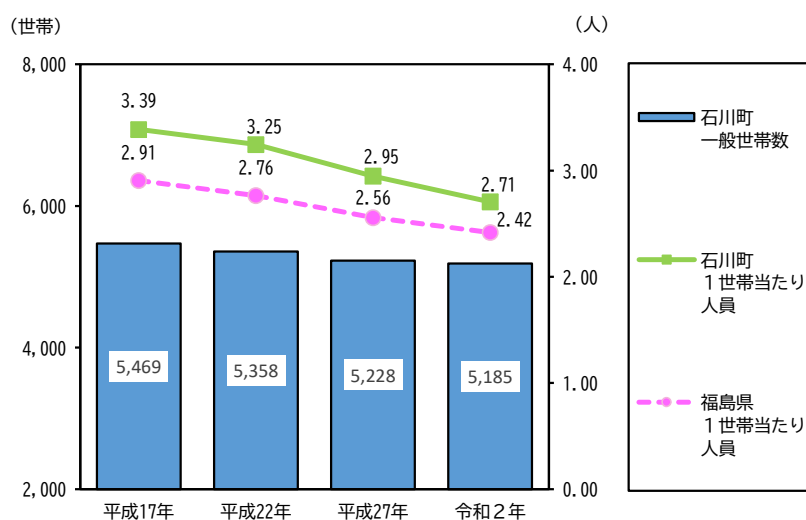
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
石川町	476	484	448	432	372
福島県	62,625	59,030	57,978	58,677	56,472

資料：福島県、石川町：福島県現住人口調査年報

(6) 一般世帯数及び1世帯当たり人員

一般世帯数は、平成17年以降は減少傾向となっており、令和2年では5,185世帯となっています。人口を世帯数で割った1世帯当たり人員は、令和2年では2.71人と、福島県1世帯当たり人員（2.42人）よりも高い人数で推移していますが、年次を追うごとに減少しています。

【一般世帯数及び1世帯当たり人員の推移】



*上記データは、総人口ではなく、一般世帯人員を一般世帯数で割って算出しています。

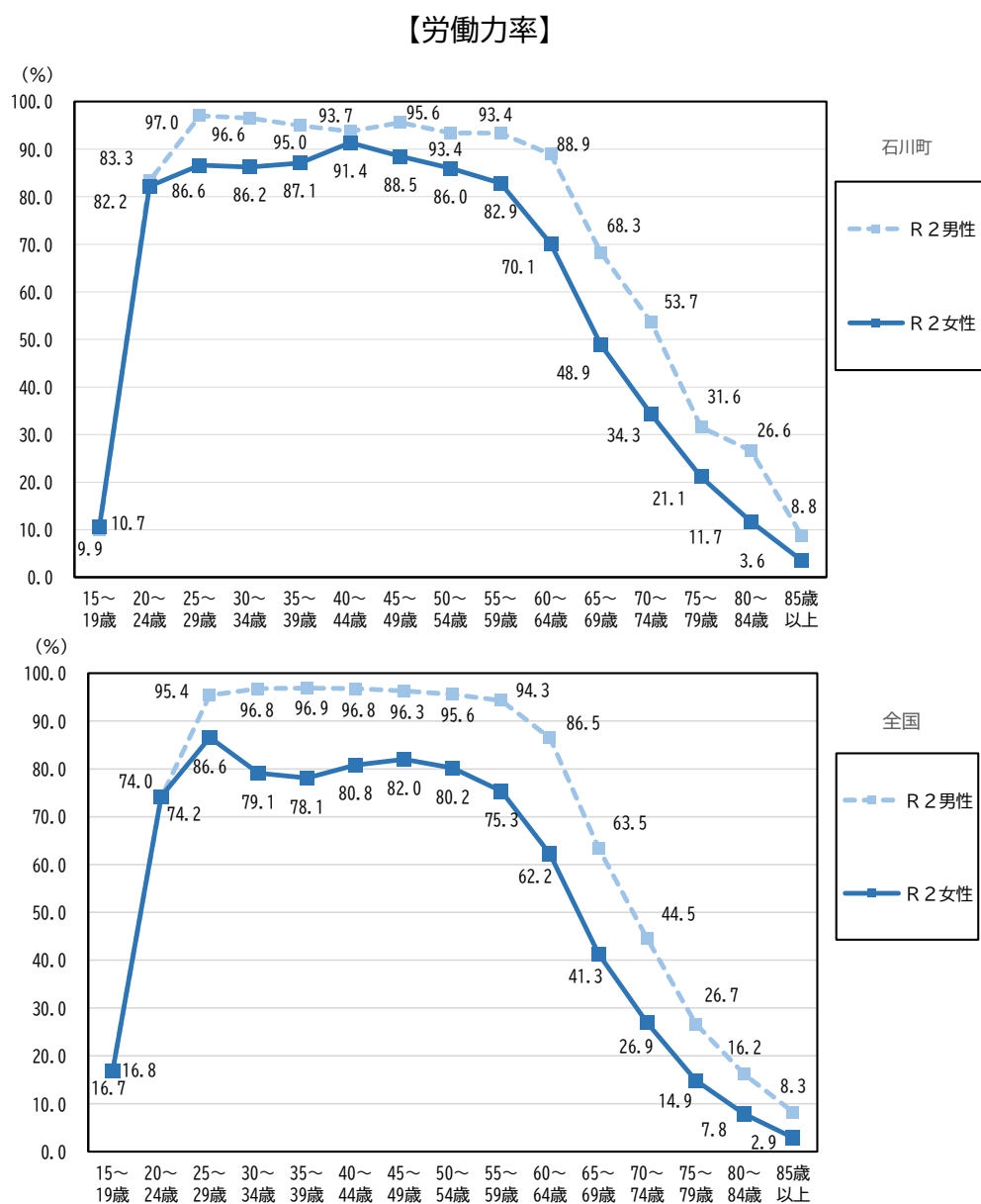
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

2. 石川町における男女共同参画の状況

(1) 労働力率

令和2年の国勢調査によると、本町の労働力率は、全体的に女性が男性よりも低くなっています。「25～29歳」から「55～59歳」にかけて、男性は労働力率が90%台で概ね横ばいとなっています。女性は増減はありますが概ね80%以上で推移しています。

全国と比較すると、本町の男性の労働力率は全国と同様に台形に近い形となっています。女性は、40～44歳で91.4%になるなど、50歳代まで80%以上を維持し全国に比べ高い労働力率となっています。



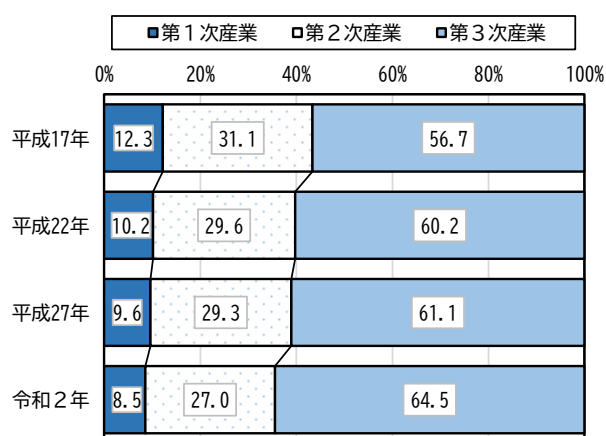
資料：国勢調査（令和2年10月1日現在）

(2) 就業及び産業構造の状況

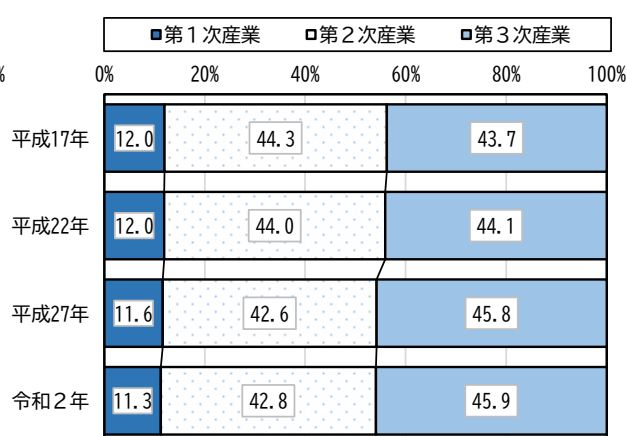
本町の就業者の産業分類をみると、女性の就業者は第3次産業が5割以上となっていますが、男性の就業者は第2次産業と第3次産業が半々となっています。令和2年の第3次産業をみると、女性の就業者は64.5%と、男性の就業者よりも約20ポイント高くなっており、主に女性が第3次産業を支えていることがうかがえます。

一方、男女別就業状況は、男性の就業者数と女性の就業者数がともに減少傾向で推移しています。

【男女別産業分類（女性）】



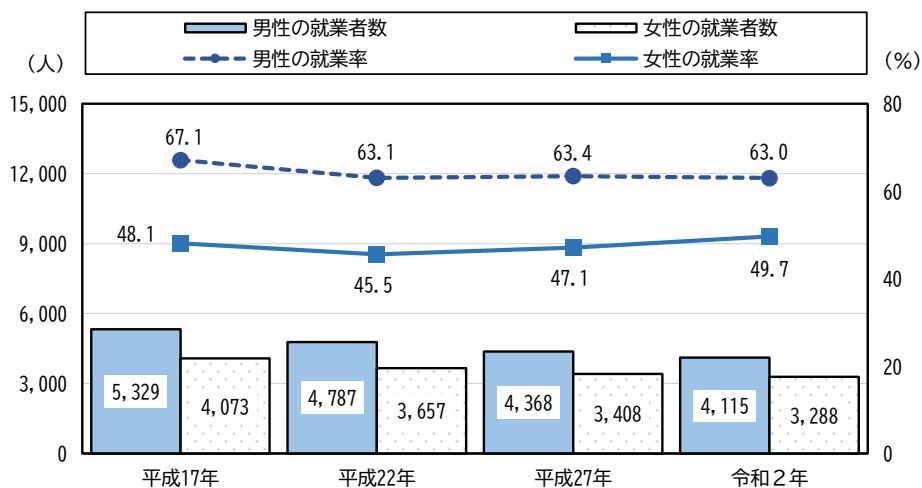
【男女別産業分類（男性）】



※分類不能の産業を含めない場合は、男女別就業者数の合計値と合致しない

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

【男女別就業状況】



※人口は15歳以上で年齢不詳を除いた数

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(3) 女性の参画状況

本町の女性を含む審議会等の件数は、令和6年は18件と令和元年(16件)より増えていますが、審議会等の全体の件数が増えたことにより、令和6年の女性委員を含む審議会等の割合は72.0%と、令和元年(84.2%)よりも低下し、県全体の割合(76.6%)を下回っています。審議会等に占める女性委員の割合は、令和6年は27.6%と、令和元年(26.8%)よりも上昇し、県全体の割合(24.1%)を上回っています。

また、町議会議員に占める女性議員の割合は、令和6年は28.6%と、令和元年(7.1%)より21.5ポイントも上昇し、県全体の割合(11.3%)を上回っています。

本町の管理職(課長相当職)の状況は、女性職員数をみると令和元年、令和6年ともに3人となっています。令和6年の割合は15.0%と、県全体の割合(15.2%)と同水準となっています。

町内会長等(本町では行政区長)、PTA会長に占める女性の割合は、令和元年から令和6年まで0.0%が続いており、令和6年の県全体の平均値(町内会長等:3.7%、PTA会長:17.7%)にいたっていません。

【女性の参画状況】

年	審議会等に占める女性委員の割合						町議会議員に占める女性議員の割合			管理職(課長相当職)に占める女性職員の割合			町内会長等に占める女性の割合			PTA会長に占める女性の割合		
	審議会等数(件)	女性を含む審議会等数(件)	女性委員を含む審議会等の割合(%)	委員数(人)	女性委員数(人)	女性比率(%)	議員数	女性議員数	女性比率(%)	管理職総数	女性職員数	女性比率(%)	町内会長数(人)	女性町内会長等数(人)	女性比率(%)	PTA会長数(人)	女性PTA会長数(人)	女性比率(%)
R1	19	16	84.2	321	86	26.8	14	1	7.1	19	3	15.8	39	0	0.0	4	0	0.0
R6	25	18	72.0	359	99	27.6	14	4	28.6	20	3	15.0	39	0	0.0	3	0	0.0
(参照) R1年 福島県の平均値			72.8			21.5			7.9			12.5			3.4			14.2
(参照) R6年 福島県の平均値			76.6			24.1			11.3			15.2			3.7			17.7

資料：福島県男女共同参画推進状況、生涯学習課

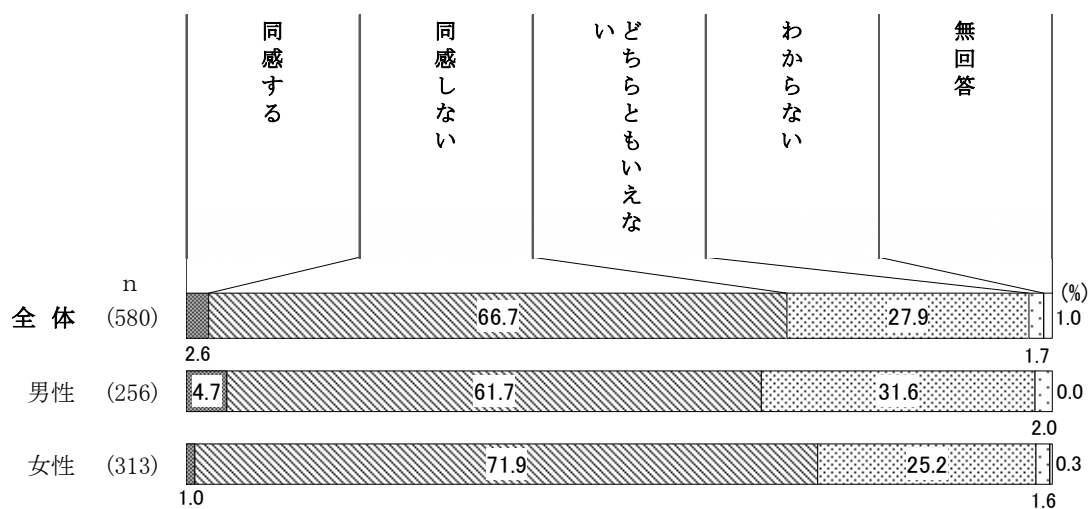
3. 男女共同参画に関する町民の意識（アンケート調査に基づく現状）

（1）調査結果の見方

- ・ n（number of cases）は比率算出の基数であり、100.0%が何人の回答に相当するかを示します。
- ・ 回答の構成比は百分率であらわし、小数点第2位を四捨五入して算出しています。したがって、単一回答形式の質問においては、回答比率を合計しても100.0%にならない場合があります。また、回答者が2つ以上の回答をすることができる複数回答形式の質問においては、各設問の調査数を基数として算出するため、すべての選択肢の比率を合計すると100.0%を超えます。
- ・ 図表及び本文で、選択肢の語句等を一部簡略化している場合があります。

（2）「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識

- 「男は仕事、女は家庭」という考え方については、「同感しない」が66.7%となっています。「どちらともいえない」又は「わからない」を合わせると29.6%となっています。
- 男女別にみると、男女ともに「同感しない」が「同感する」を大きく上回っていますが、女性では「同感しない」が71.9%である一方、男性では61.7%にとどまっています。



- 婚姻経験別にみると、未婚の場合は「同感しない」が結婚している（事実婚を含む）場合に比べ、約9ポイント上回っています。
- 共働きの状況別にみると、共働きである場合は「同感しない」が共働きではない場合に比べ、約8ポイント上回っています。
- 子どもの有無別にみると、子どものいない場合は「同感しない」が子どものいる場合に比べ、約7ポイント上回っています。

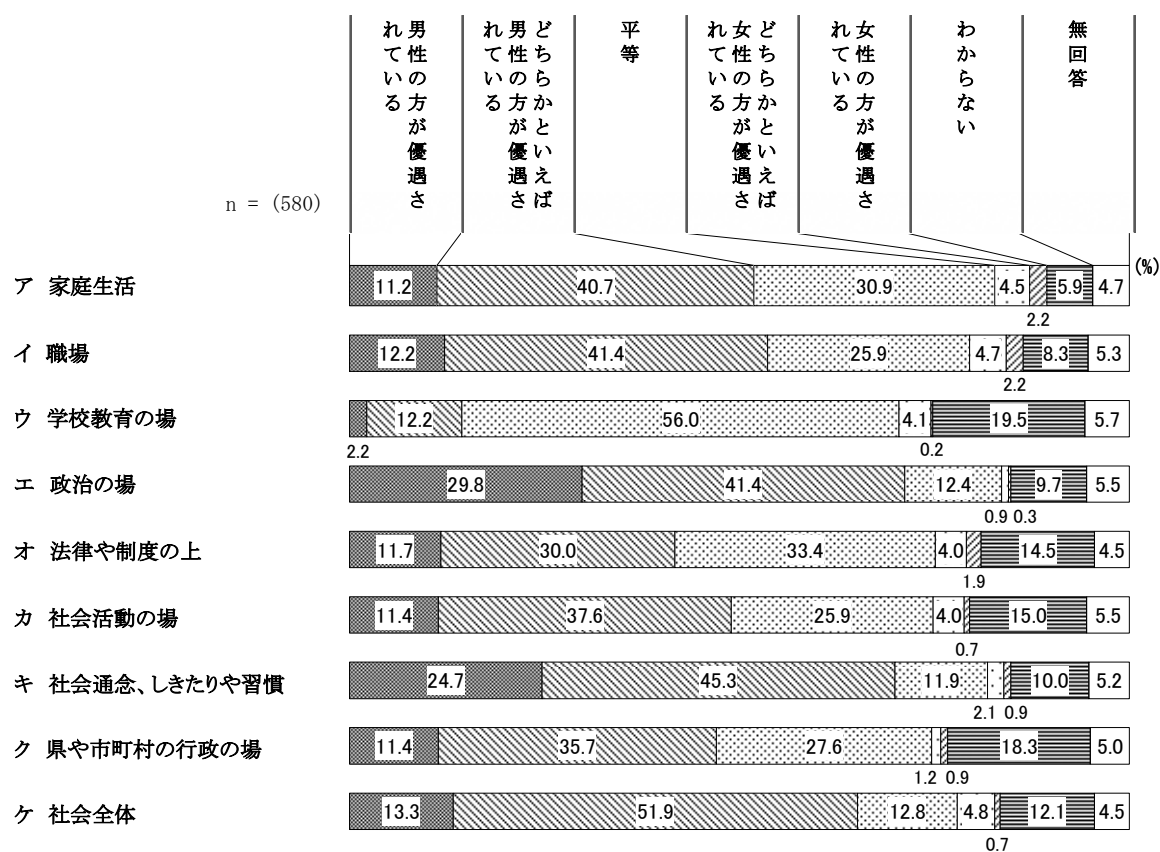
【「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識/婚姻経験別/共働きの状況別/子どもの有無別】

	調査数	同感する	同感しない	どちらともいえない	わからない	無回答
上段：件数 下段：%						
全 体	580 100.0	15 2.6	387 66.7	162 27.9	10 1.7	6 1.0
婚姻経験別						
未婚	96 100.0	1 1.0	70 72.9	21 21.9	4 4.2	- -
結婚している（事実婚を含む）	419 100.0	14 3.3	268 64.0	133 31.7	4 1.0	- -
結婚したが離別・死別	57 100.0	- -	47 82.5	8 14.0	2 3.5	- -
共働きの状況別						
共働きである	251 100.0	8 3.2	170 67.7	72 28.7	1 0.4	- -
共働きではない	160 100.0	6 3.8	95 59.4	56 35.0	3 1.9	- -
子どもの有無別						
いる	413 100.0	11 2.7	272 65.9	125 30.3	5 1.2	- -
いない	152 100.0	4 2.6	110 72.4	34 22.4	4 2.6	- -

(3) 男女の地位の平等感

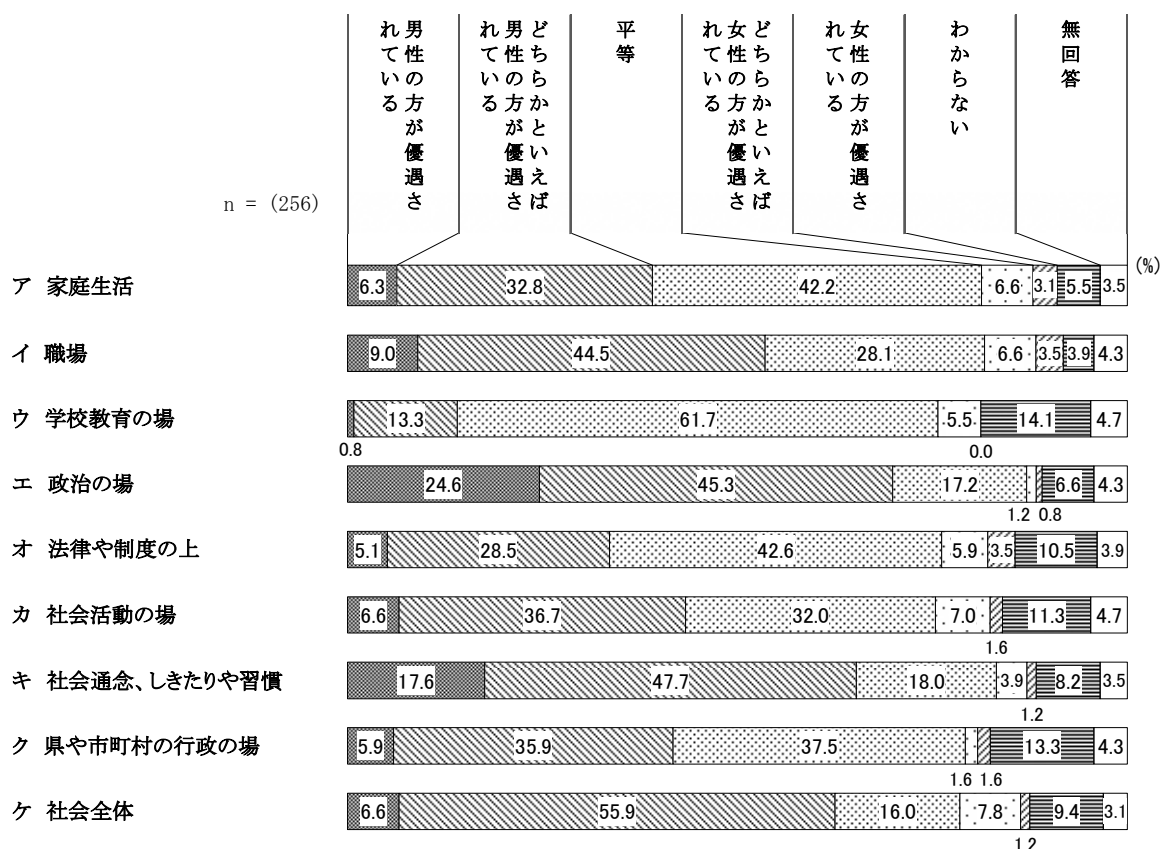
- 男女の地位の平等感については、『ウ 学校教育の場』では「平等」が56.0%となっています。一方、それ以外の分野では、「男性の方が優遇されている」又は「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を足した「男性優遇」が「どちらかといえば女性の方が優遇されている」又は「女性の方が優遇されている」を足した「女性優遇」を大きく上回っています。特に『エ 政治の場』では「男性優遇」が71.2%、『キ 社会通念、しきたりや習慣』では70.0%となっています。
- 男女別にみると、いずれの分野においても、女性では「男性優遇」と回答した割合が男性を上回っています。特に『ア 家庭生活』では「男性優遇」と回答した割合が女性で63.0%、男性で39.1%と約24ポイント上回っており、男女間の認識の違いが大きくなっています。

【全体】

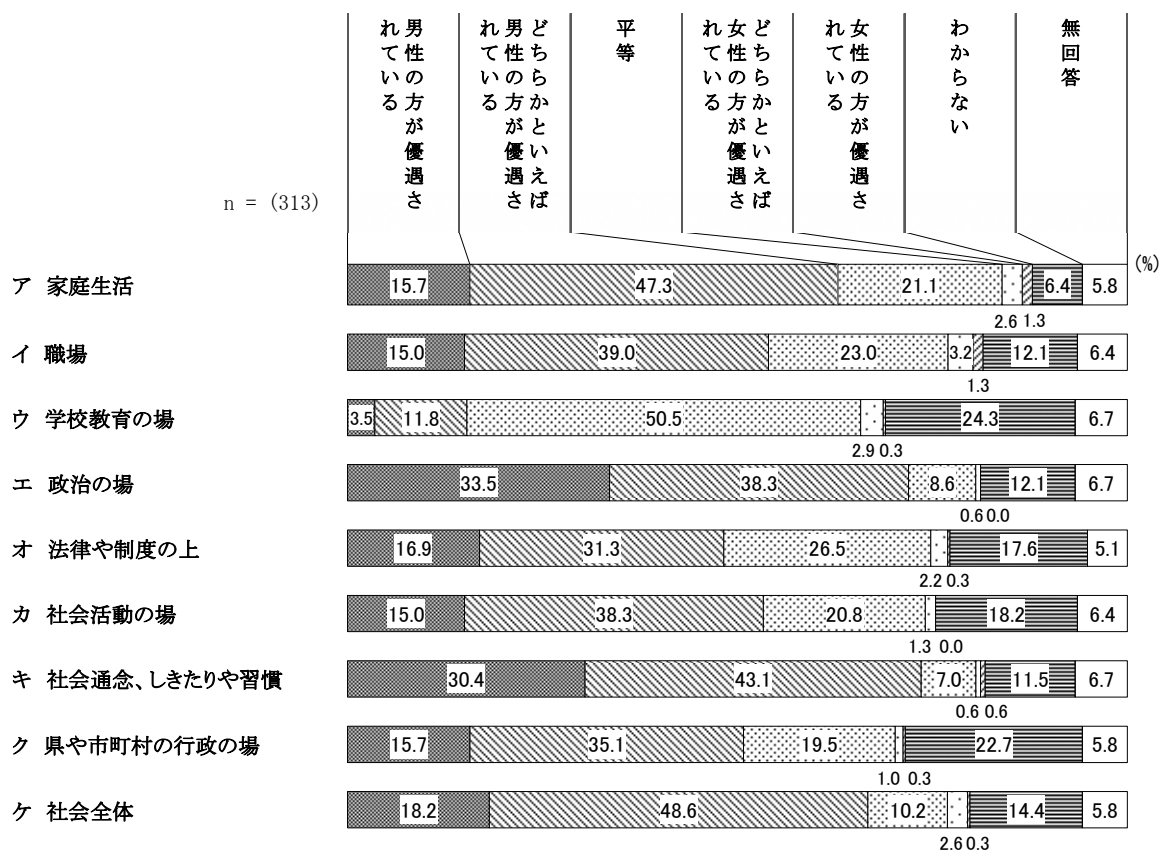


第2章 石川町の男女共同参画を取り巻く現状と課題

【男性】



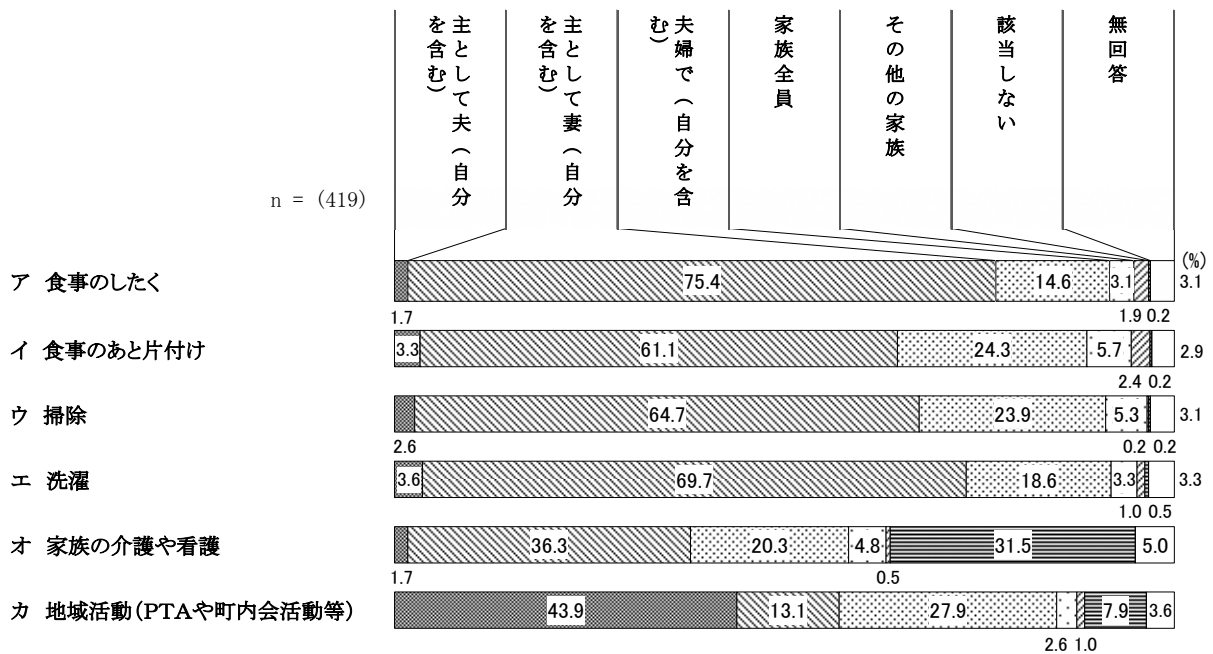
【女性】



(4) 家事の役割分担

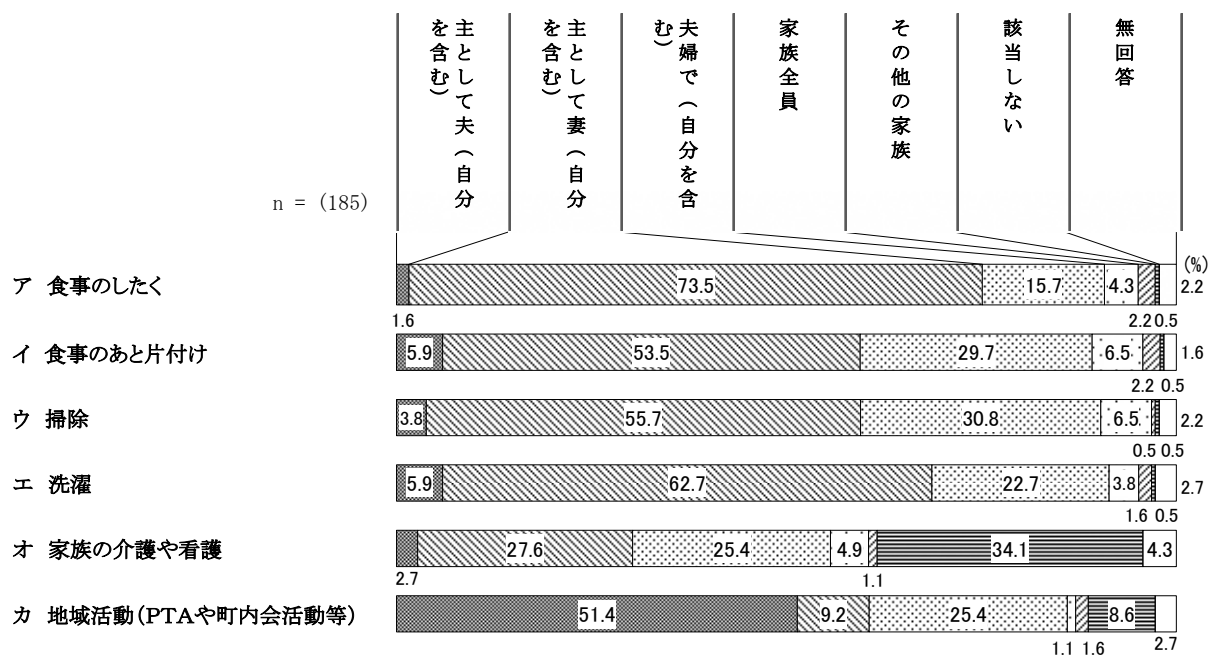
- 家事の役割分担については、『カ 地域活動（PTAや町内会活動等）』では「主として夫（自分を含む）」（43.9%）が最も多くなっています。一方、それ以外の項目では「主として妻（自分を含む）」が最も多く、特に『ア 食事のしたく』が75.4%となっています。
- 男女別にみると、回答割合に違いはありますが、男女ともに全体と同傾向となっています。

【全体】

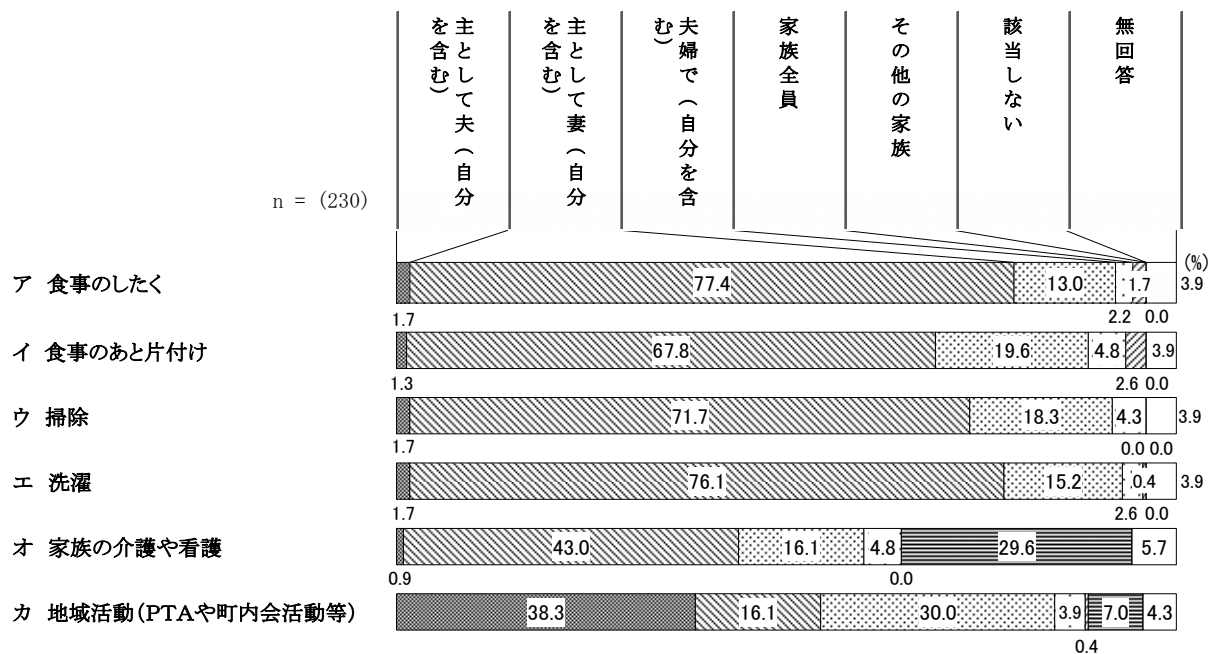


第2章 石川町の男女共同参画を取り巻く現状と課題

【男性】



【女性】



●共働きの状況別にみると、『ア 食事のしたく』についてはどちらも「主として妻（自分を含む）」が7割以上となっていますが、「夫婦で（自分を含む）」は共働きである場合のほうが、共働きでない場合に比べ、約6ポイント上回っています。『イ 食事のあと片付け』、『ウ 掃除』、『エ 洗濯』については「夫婦で（自分を含む）」が共働きである場合のほうが、共働きでない場合に比べ、約10ポイント上回っています。『オ 家族の介護や看護』については「主として妻（自分を含む）」が共働きでない場合のほうで41.3%と、共働きである場合（33.5%）に比べ、約8ポイント上回っています。

【家事の役割分担/共働きの状況別：共働きである】

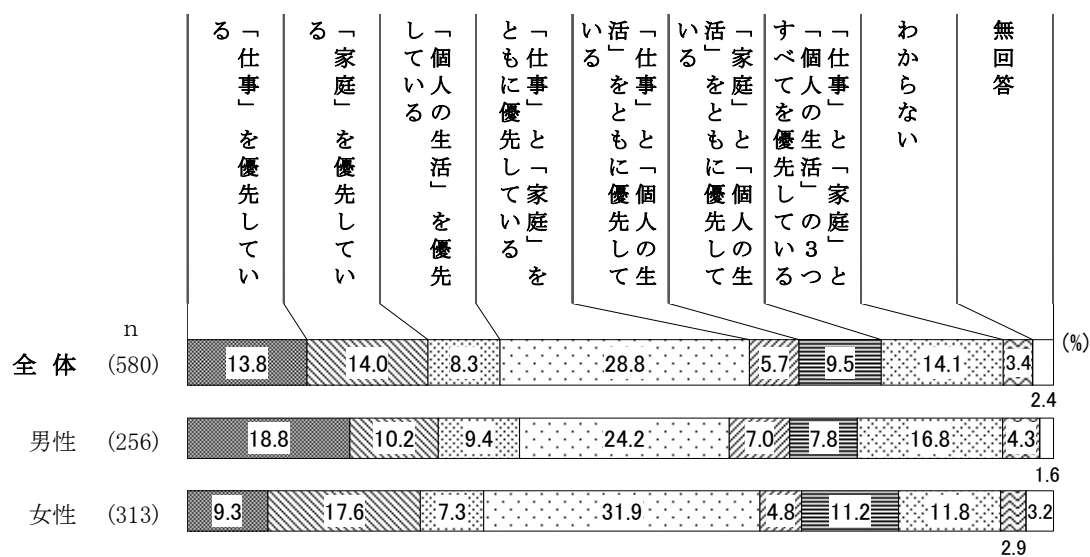
	調査数	主として夫（自分を含む）	主として妻（自分を含む）	夫婦で（自分を含む）	家族全員	その他の家族	該当しない	無回答
上段：件数 下段：%								
ア 食事のしたく	251 100.0	2 0.8	184 73.3	43 17.1	9 3.6	7 2.8	- -	6 2.4
イ 食事のあと片付け	251 100.0	9 3.6	138 55.0	70 27.9	19 7.6	9 3.6	- -	6 2.4
ウ 掃除	251 100.0	7 2.8	155 61.8	68 27.1	14 5.6	1 0.4	- -	6 2.4
エ 洗濯	251 100.0	11 4.4	163 64.9	57 22.7	9 3.6	3 1.2	1 0.4	7 2.8
オ 家族の介護や看護	251 100.0	2 0.8	84 33.5	54 21.5	14 5.6	2 0.8	88 35.1	7 2.8
カ 地域活動（PTAや町内会活動等）	251 100.0	106 42.2	38 15.1	73 29.1	9 3.6	2 0.8	17 6.8	6 2.4

【家事の役割分担/共働きの状況別：共働きでない】

	調査数	主として夫（自分を含む）	主として妻（自分を含む）	夫婦で（自分を含む）	家族全員	その他の家族	該当しない	無回答
上段：件数 下段：%								
ア 食事のしたく	160 100.0	4 2.5	126 78.8	18 11.3	4 2.5	- -	1 0.6	7 4.4
イ 食事のあと片付け	160 100.0	4 2.5	112 70.0	31 19.4	5 3.1	1 0.6	1 0.6	6 3.8
ウ 掃除	160 100.0	4 2.5	110 68.8	31 19.4	7 4.4	- -	1 0.6	7 4.4
エ 洗濯	160 100.0	4 2.5	122 76.3	21 13.1	4 2.5	1 0.6	1 0.6	7 4.4
オ 家族の介護や看護	160 100.0	5 3.1	66 41.3	29 18.1	6 3.8	- -	41 25.6	13 8.1
カ 地域活動（PTAや町内会活動等）	160 100.0	74 46.3	16 10.0	42 26.3	2 1.3	2 1.3	15 9.4	9 5.6

(5)「家庭」、「仕事」、「個人の生活」のバランス

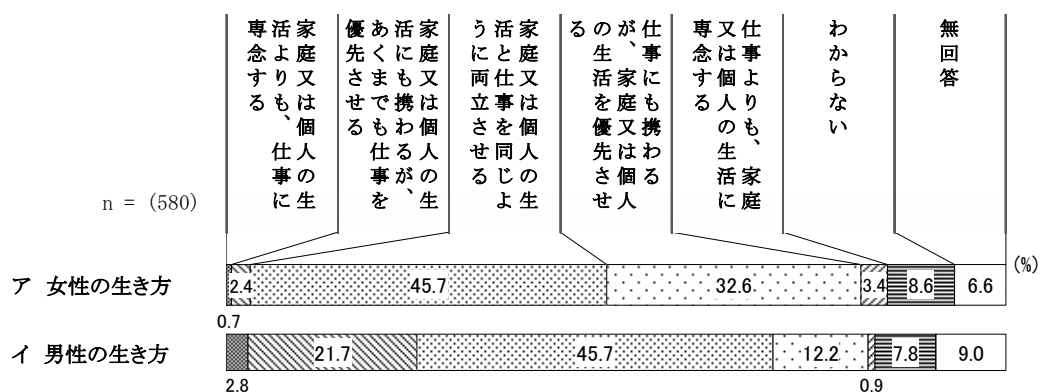
- 「家庭」、「仕事」、「個人の生活」のバランスについては、「仕事」と「家庭」ともに優先している」が28.8%と最も多く、以下「仕事」と「家庭」と「個人の生活」の3つすべてを優先している(14.1%)、「家庭」を優先している(14.0%)、「仕事」を優先している(13.8%)と続いています。
- 男女別にみると、男性では「仕事」を優先している」が18.8%と女性(9.3%)に比べ、約10ポイント上回っており、女性では「家庭」を優先している(17.6%)、「仕事」と「家庭」ともに優先している(31.9%)が男性に比べ、7ポイント以上上回っています。



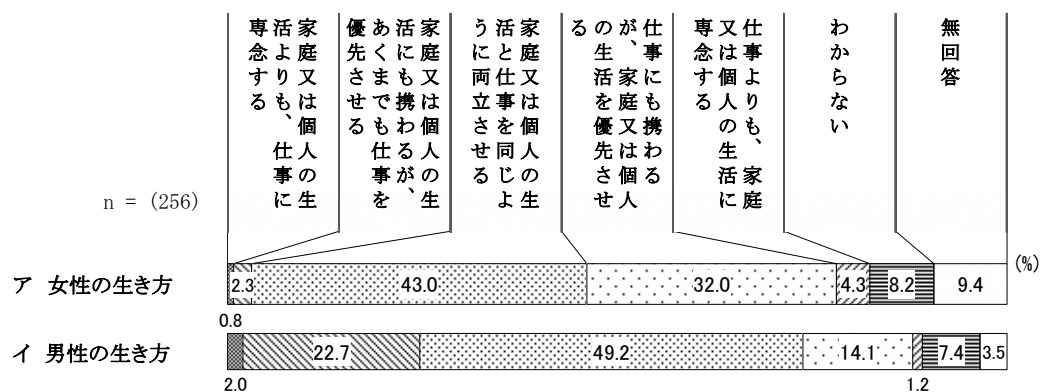
(6) 女性及び男性の望ましい生き方

- 女性及び男性の望ましい生き方については、『ア 女性の生き方』、『イ 男性の生き方』ともに「家庭又は個人の生活と仕事を同じように両立させる」が最も多くなっています。『ア 女性の生き方』では「仕事にも携わるが、家庭又は個人の生活を優先させる」(32.6%)が2番目に多いですが、『イ 男性の生き方』では「家庭又は個人の生活にも携わるが、あくまでも仕事を優先させる」(21.7%)が2番目となっています。

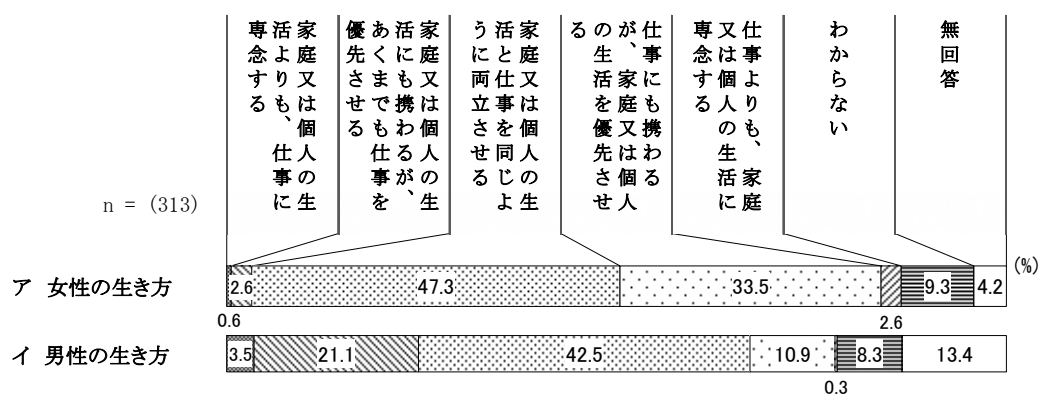
【全体】



【男性】



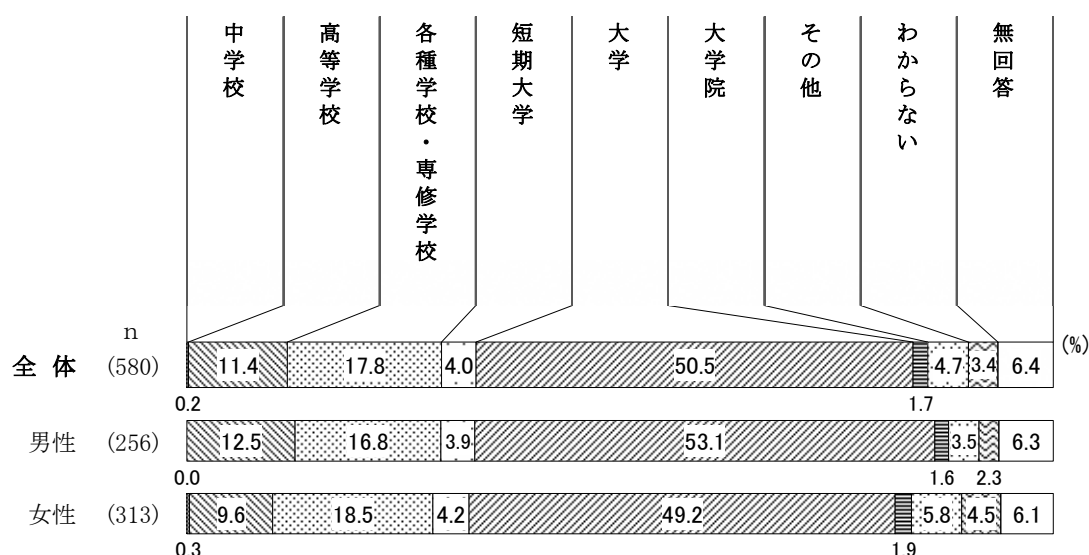
【女性】



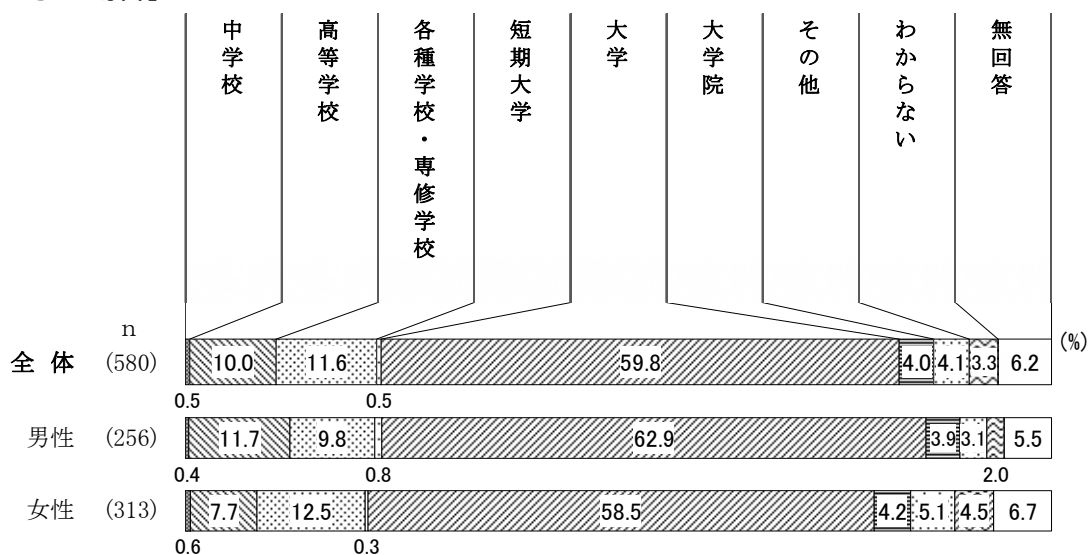
(7) 子どもに受けさせたい教育段階

- 子どもに受けさせたい教育段階については、女の子の場合、男の子の場合ともに「大学」が最も多くなっていますが、女の子の場合は50.5%、男の子の場合は59.8%と、男の子の場合のほうが、女の子の場合を約9ポイント上回っています。以下ともに「各種学校・専修学校」、「高等学校」と続いています。

【女の子の場合】

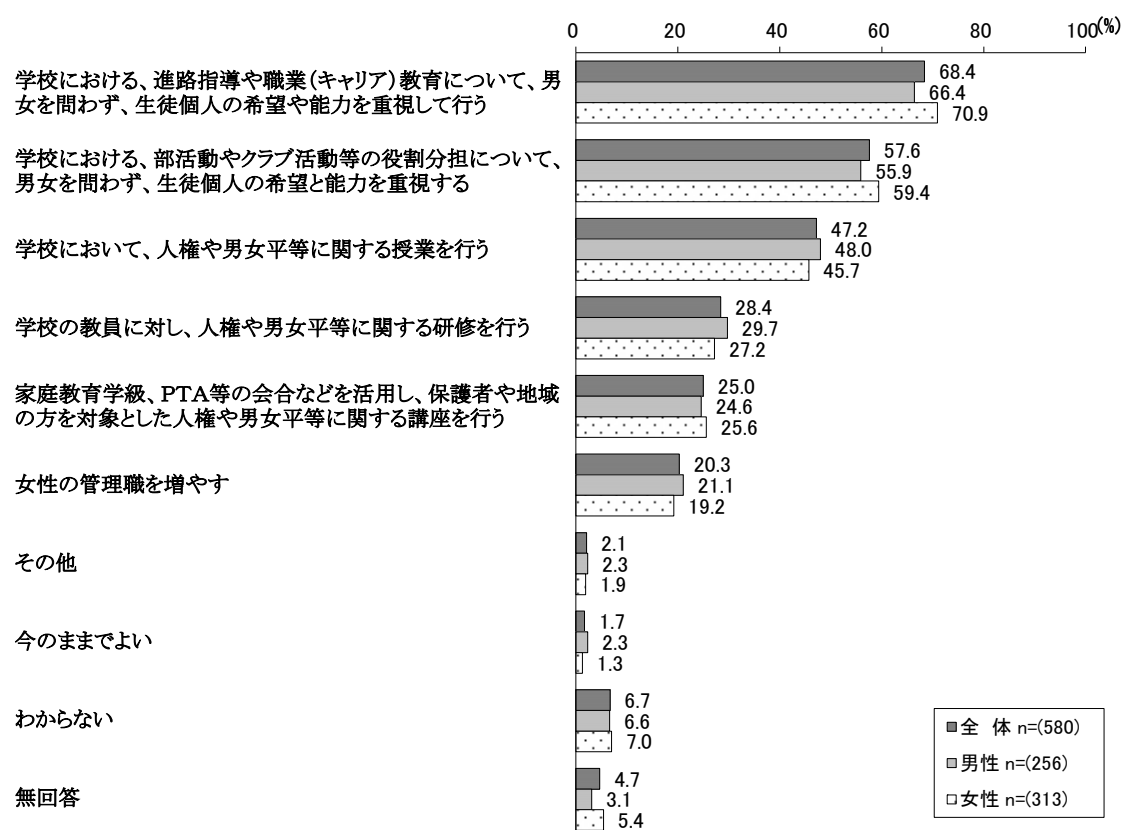


【男の子の場合】



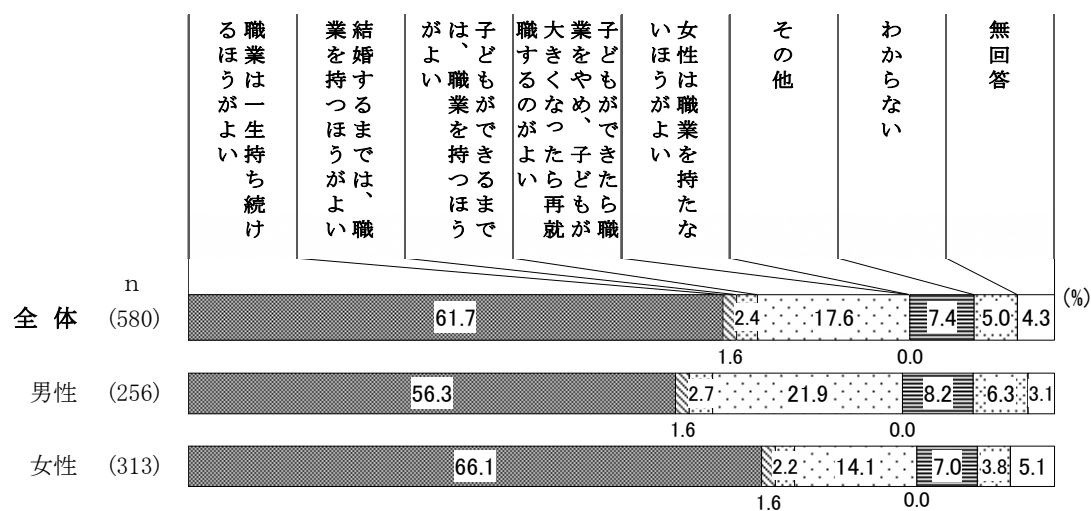
(8) 人権や男女平等意識の育成のために、学校教育の場で必要だと思うこと

- 人権や男女平等意識の育成のために、学校教育の場で必要だと思うことについては、
「学校における、進路指導や職業（キャリア）教育について、男女を問わず、生徒個人の希望や能力を重視して行う」が68.4%で最も多く、以下「学校における、部活動やクラブ活動等の役割分担について、男女を問わず、生徒個人の希望と能力を重視する」(57.6%)、「学校において、人権や男女平等に関する授業を行う」(47.2%)となっています。
- 男女別にみても、大きな違いはみられません。



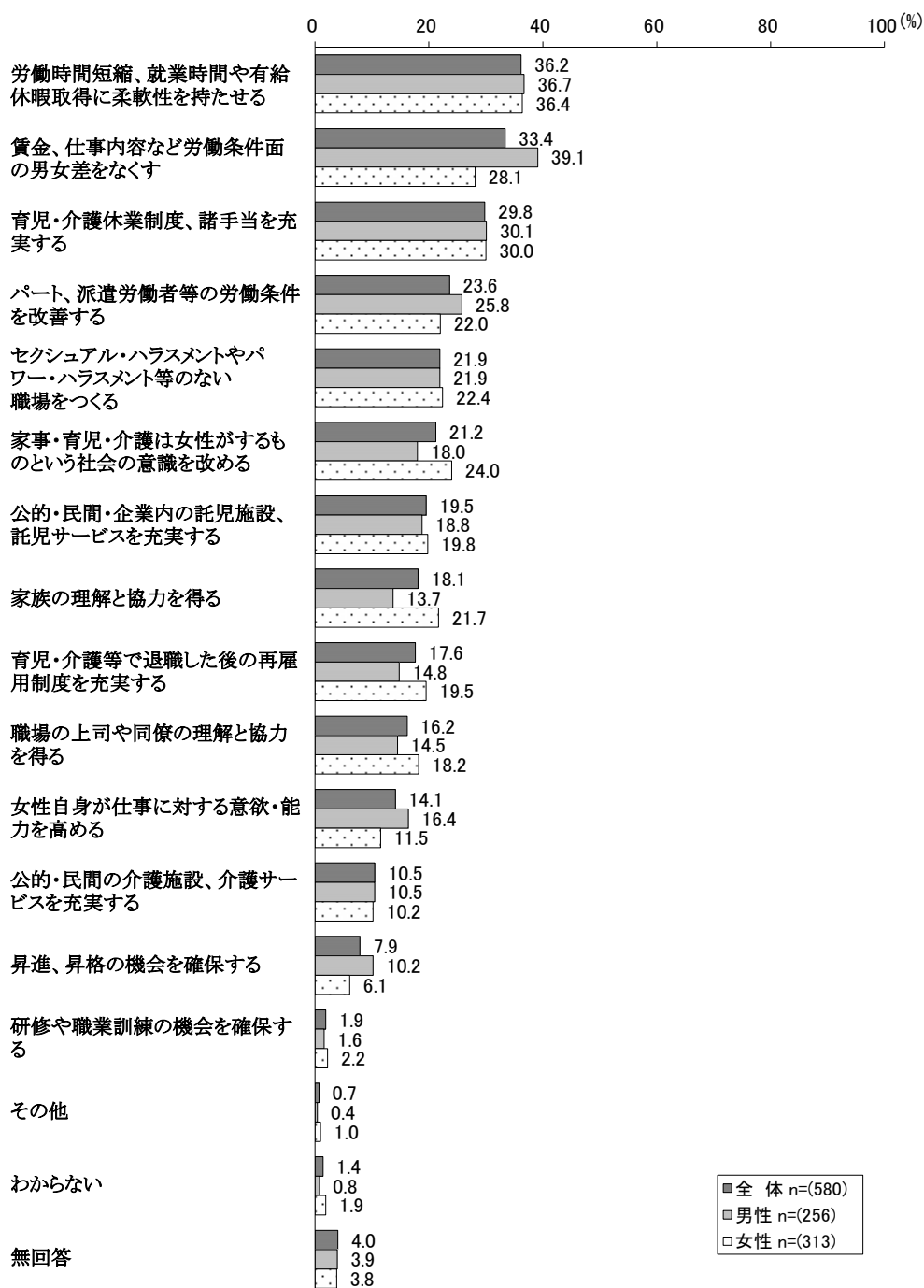
(9) 女性が職業を持つことに対する考え

- 女性が職業を持つことに対する考えについては、「職業は一生持ち続けるほうがよい」が61.7%と最も多く、以下「子どもができたなら職業をやめ、子どもが大きくなったら再就職するのがよい」(17.6%)となっています。
- 男女別にみると、女性では「職業は一生持ち続けるほうがよい」が66.1%と男性(56.3%)に比べ、約10ポイント上回っています。



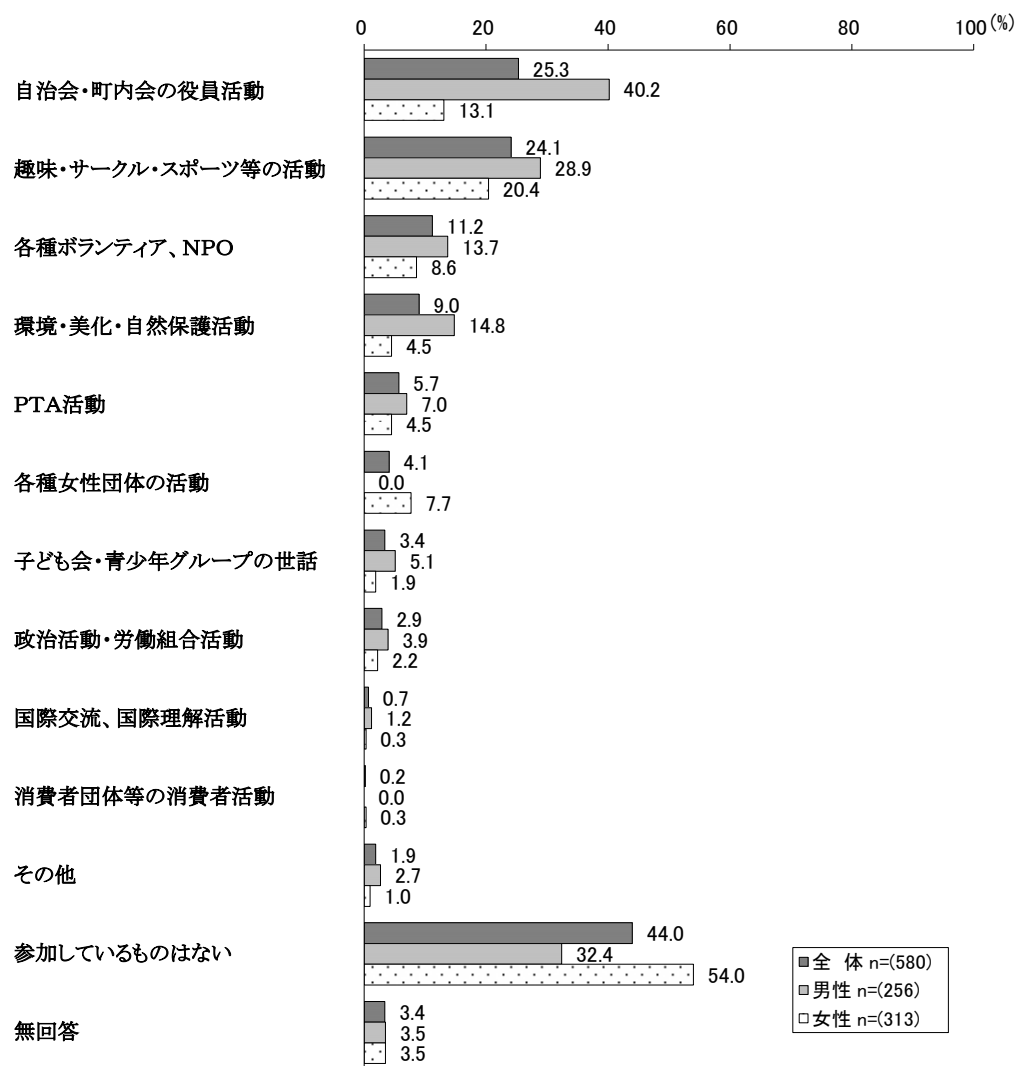
(10) 女性が働き続けるために必要なこと

- 女性が働き続けるために必要なことについては、「労働時間短縮、就業時間や有給休暇取得に柔軟性を持たせる」が 36.2%、「賃金、仕事内容など労働条件面の男女差をなくす」が 33.4%とともに多く、以下「育児・介護休業制度、諸手当を充実する」(29.8%)、「パート、派遣労働者等の労働条件を改善する」(23.6%)、「セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等のない職場をつくる」(21.9%)となっています。
- 男女別にみると、男性では「賃金、仕事内容など労働条件面の男女差をなくす」が 39.1%と女性 (28.1%) に比べ、約 11 ポイント上回っています。



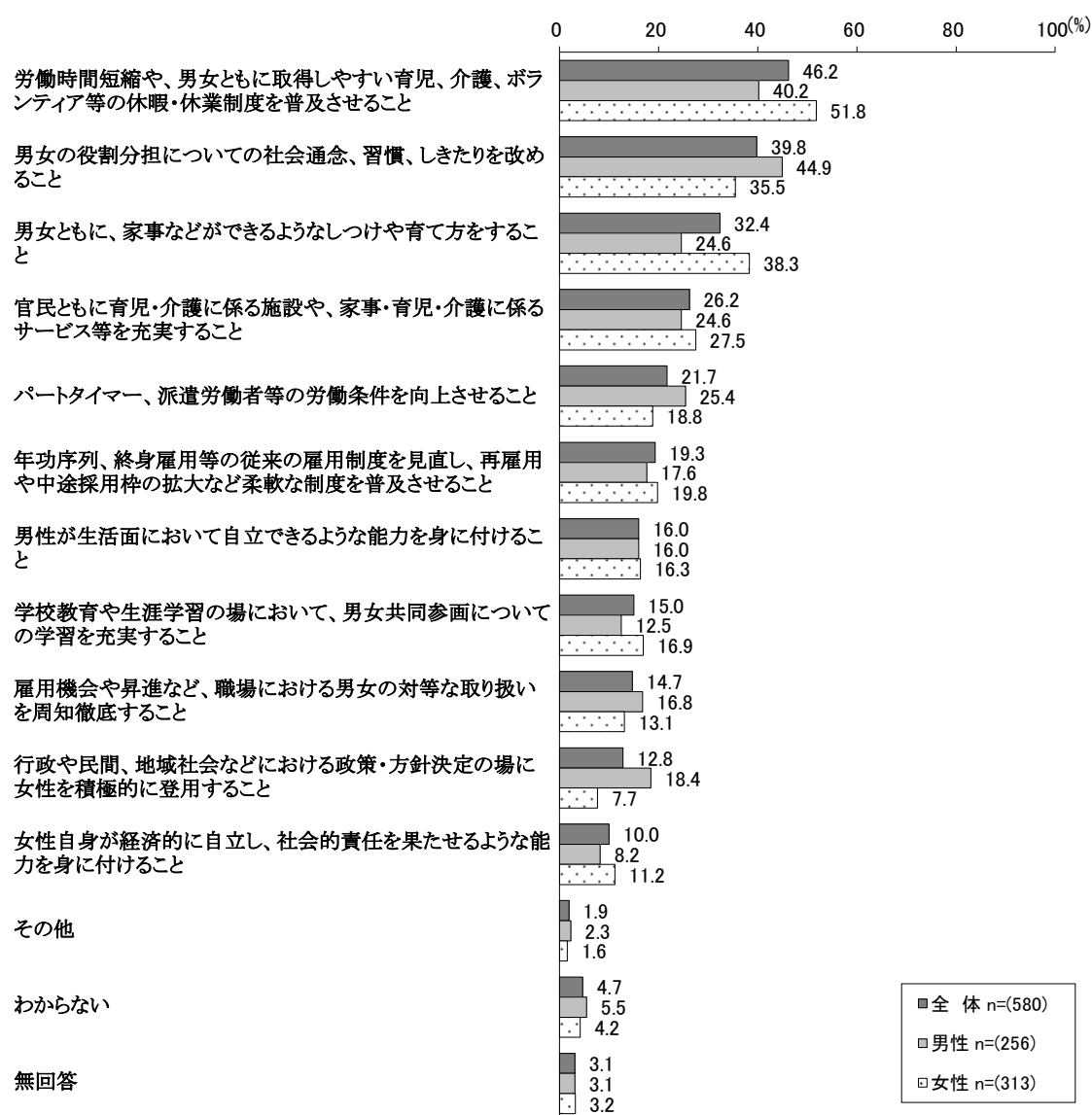
(11) 社会活動、地域活動で参加しているもの

- 社会活動、地域活動で参加しているものについては、「自治会・町内会の役員活動」が25.3%、「趣味・サークル・スポーツ等の活動」が24.1%とともに多く、以下「各種ボランティア、NPO」(11.2%)、「環境・美化・自然保護活動」(9.0%)となっています。なお、「参加しているものはない」は44.0%となっています。
- 男女別にみると、男性では「自治会・町内会の役員活動」が40.2%と女性(13.1%)に比べ、約27ポイント上回っています。



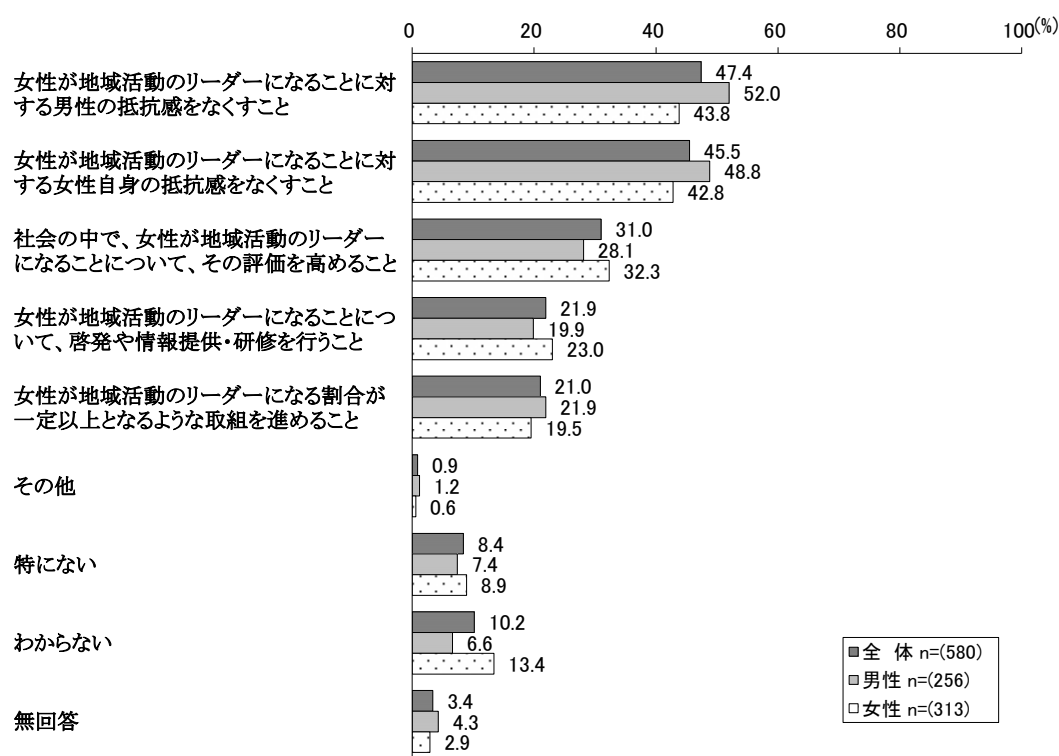
(12) 女性が仕事、家庭、育児、介護、地域活動等に積極的に参加するために必要なこと

- 女性が仕事、家庭、育児、介護、地域活動等に積極的に参加するために必要なことについては、「労働時間短縮や、男女ともに取得しやすい育児、介護、ボランティア等の休暇・休業制度を普及させること」が46.2%と最も多く、以下「男女の役割分担についての社会通念、習慣、しきたりを改めること」(39.8%)、「男女ともに、家事などができるようなしつけや育て方をすること」(32.4%)、「官民ともに育児・介護に係る施設や、家事・育児・介護に係るサービス等を充実すること」(26.2%)、「パートタイマー、派遣労働者等の労働条件を向上させること」(21.7%)となっています。
- 男女別にみると、女性では「男女ともに、家事などができるようなしつけや育て方をすること」が38.3%と男性(24.6%)に比べ、約14ポイント上回っています。



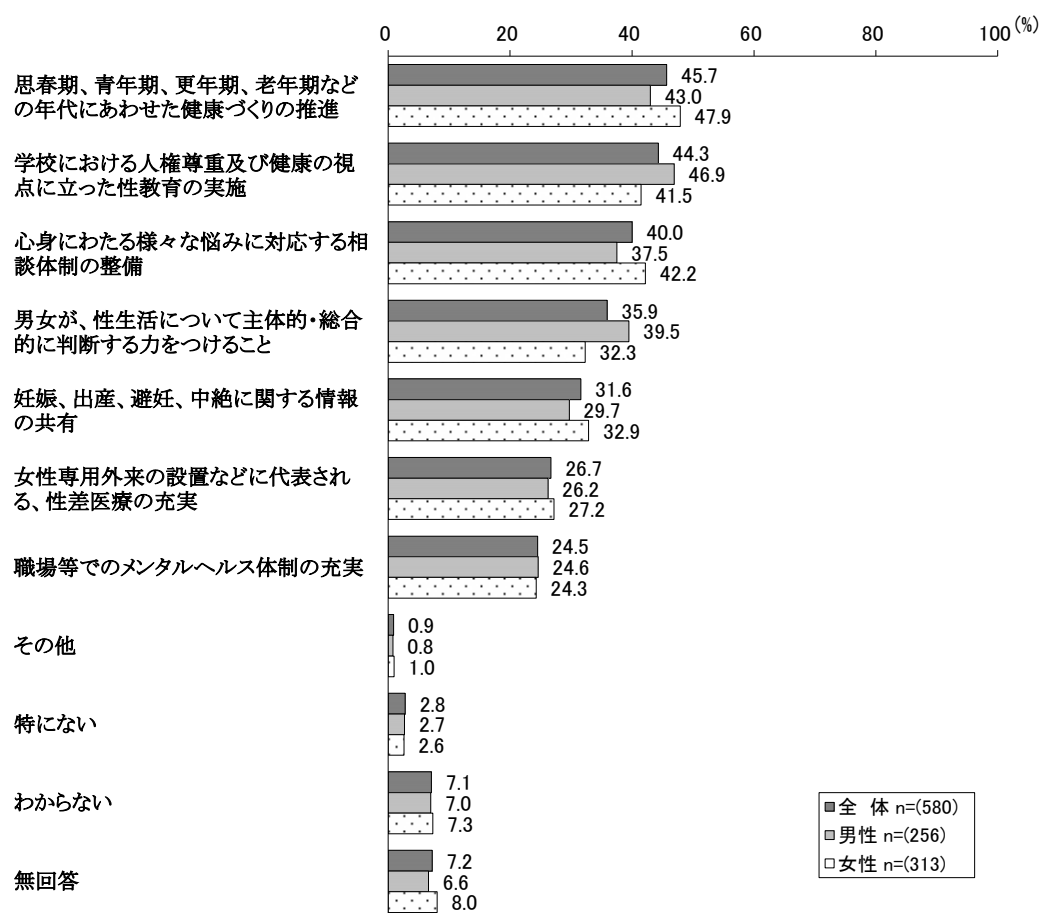
(13) 女性が地域活動のリーダーになるために必要なこと

- 女性が地域活動のリーダーになるために必要なことについては、「女性が地域活動のリーダーになることに対する男性の抵抗感をなくすこと」が47.4%、「女性が地域活動のリーダーになることに対する女性自身の抵抗感をなくすこと」が45.5%とともに多く、以下「社会の中で、女性が地域活動のリーダーになることについて、その評価を高めること」(31.0%)、「女性が地域活動のリーダーになることについて、啓発や情報提供・研修を行うこと」(21.9%)、「女性が地域活動のリーダーになる割合が一定以上となるような取組を進めること」(21.0%)となっています。
- 男女別にみると、男性では「女性が地域活動のリーダーになることに対する男性の抵抗感をなくすこと」が52.0%と女性(43.8%)に比べ、約8ポイント上回っています。



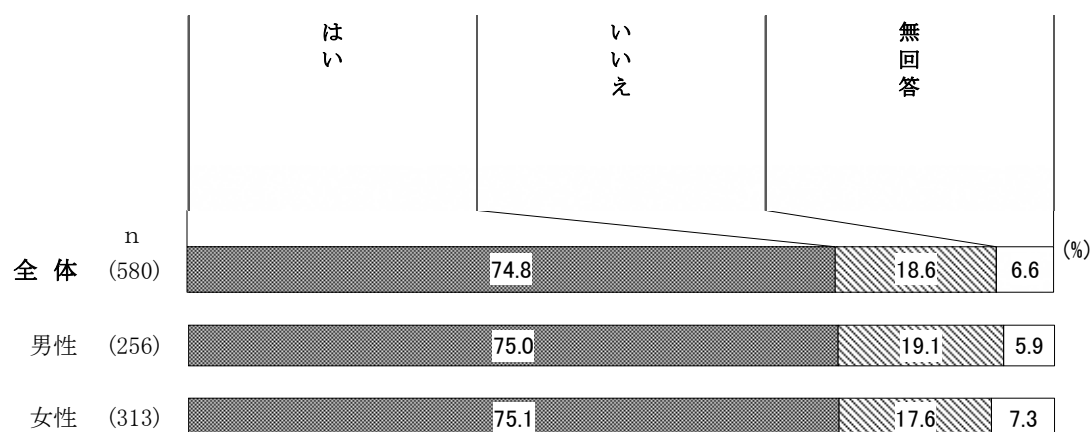
(14) 男女が生涯にわたり心身ともに健康であるために大切だと思うこと

- 男女が生涯にわたり心身ともに健康であるために大切だと思うことについては、「思春期、青年期、更年期、老年期などの年代にあわせた健康づくりの推進」が45.7%、「学校における人権尊重及び健康の視点に立った性教育の実施」が44.3%とともに多く、以下「心身にわたる様々な悩みに対応する相談体制の整備」(40.0%)、「男女が、性生活について主体的・総合的に判断する力をつけること」(35.9%)、「妊娠、出産、避妊、中絶に関する情報の共有」(31.6%)となっています。
- 男女別にみると、男性では「学校における人権尊重及び健康の視点に立った性教育の実施」(46.9%)が最も多く、3番目に多い「男女が、性生活について主体的・総合的に判断する力をつけること」(39.5%)とともに、女性に比べ、5ポイント以上上回っています。女性では「思春期、青年期、更年期、老年期などの年代にあわせた健康づくりの推進」(47.9%)が最も多く、2番目に多い「心身にわたる様々な悩みに対応する相談体制の整備」(42.2%)とともに、男性に比べ、約5ポイント上回っています。



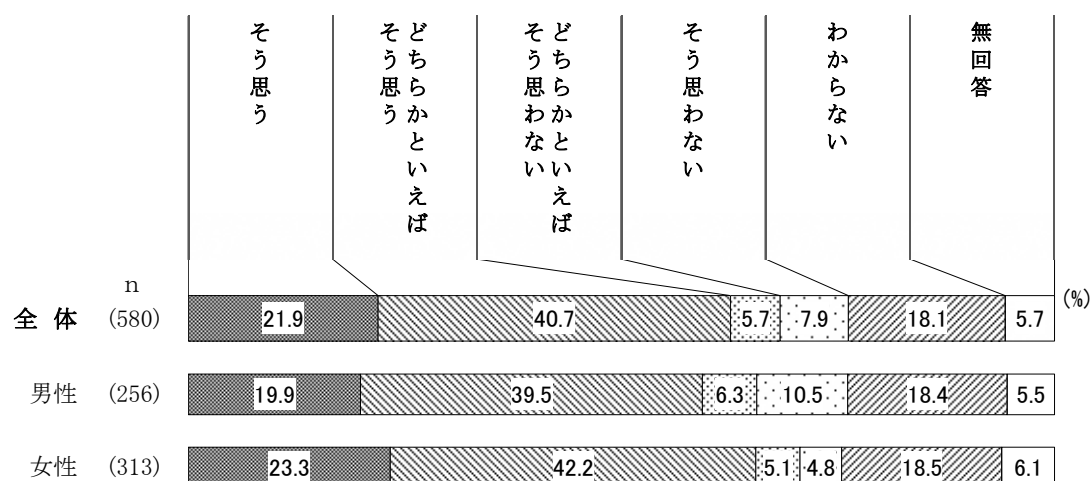
(15) 性的マイノリティ（またはLGBT等）の認知度

- 性的マイノリティ（またはLGBT等）の認知度については、「はい」が74.8%となっており、「いいえ」(18.6%)を大きく上回っています。
- 男女別にみても、大きな違いはみられません。



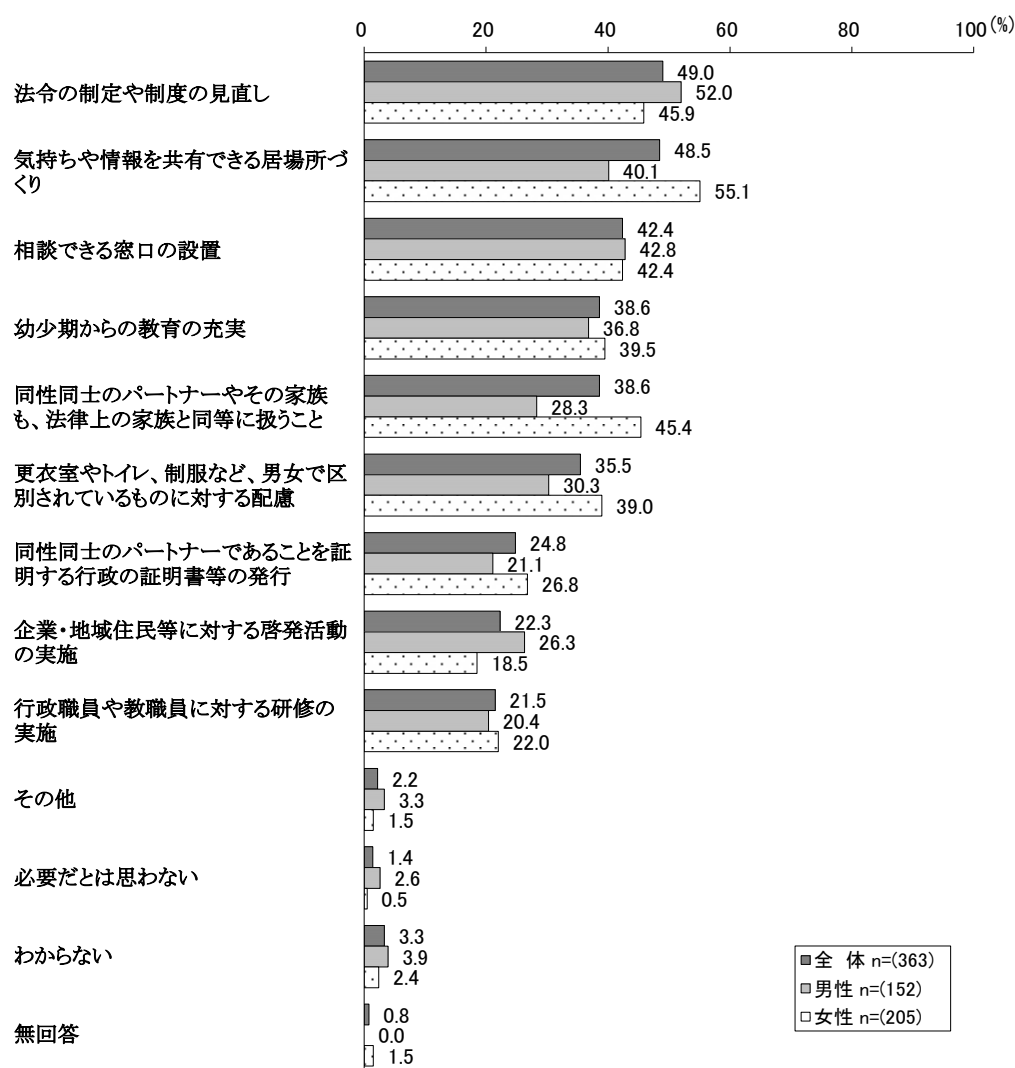
(16) 性的マイノリティ（またはLGBT等）にとって生活しやすい社会か

- 性的マイノリティ（またはLGBT等）にとって生活しやすい社会かについては、「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」を足した《そう思う》は62.6%となっており、性的マイノリティの方が生きやすいというイメージを広く持たれていることがわかります。
- 男女別にみると、女性では《そう思う》が65.5%と男性（59.4%）に比べ、約6ポイント上回っています。



(17) 性的マイノリティ（またはLGBT等）が生活しやすくなるための対策

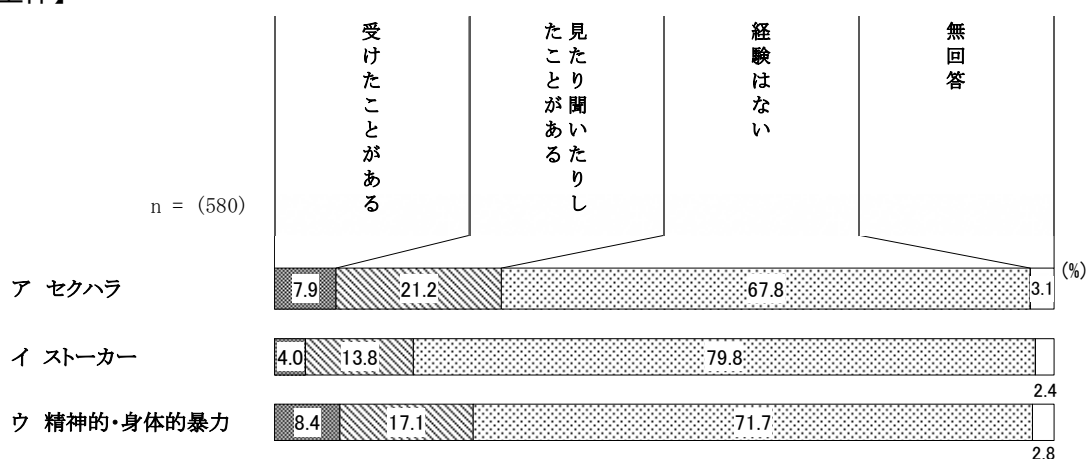
- 性的マイノリティ（またはLGBT等）が生活しやすくなるための対策については、「法令の制定や制度の見直し」が49.0%、「気持ちや情報を共有できる居場所づくり」が48.5%とともに多く、以下「相談できる窓口の設置」(42.4%)、「幼少期からの教育の充実」(38.6%)、「同性同士のパートナーやその家族も、法律上の家族と同等に扱うこと」(38.6%)、「更衣室やトイレ、制服など、男女で区別されているものに対する配慮」(35.5%)となっています。
- 男女別にみると、女性では「気持ちや情報を共有できる居場所づくり」、「同性同士のパートナーやその家族も、法律上の家族と同等に扱うこと」が男性に比べ、15ポイント以上上回っています。



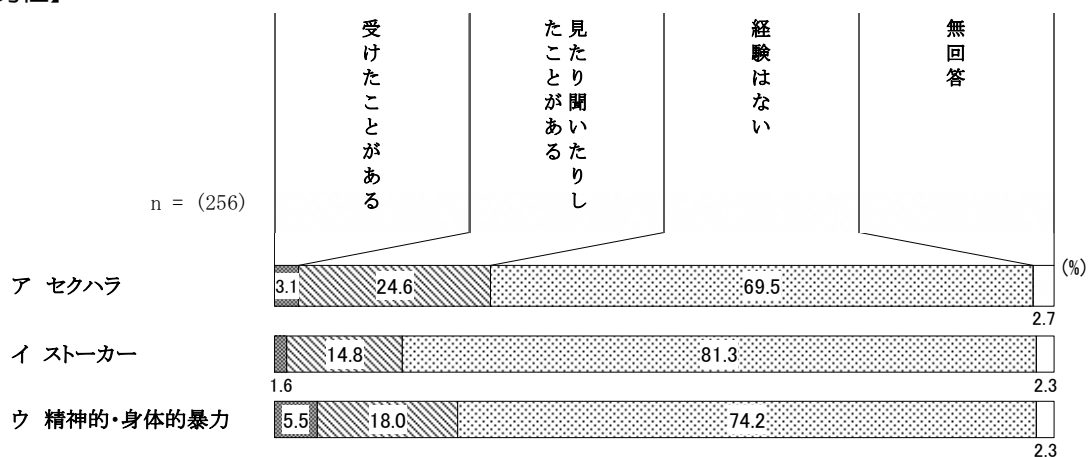
(18) 人権侵害の被害経験

- 人権侵害の被害経験について、「受けたことがある」又は「見たり聞いたりしたことがある」と回答した割合は、『ア セクハラ』が29.1%と最も多く、以下、『ウ 精神的・身体的暴力』(25.5%)、『イ ストーカー』(17.8%)と続いています。
- 男女別にみると、女性では「受けたことがある」又は「見たり聞いたりしたことがある」と回答した割合が男性に比べ、約3～4ポイント上回っています。

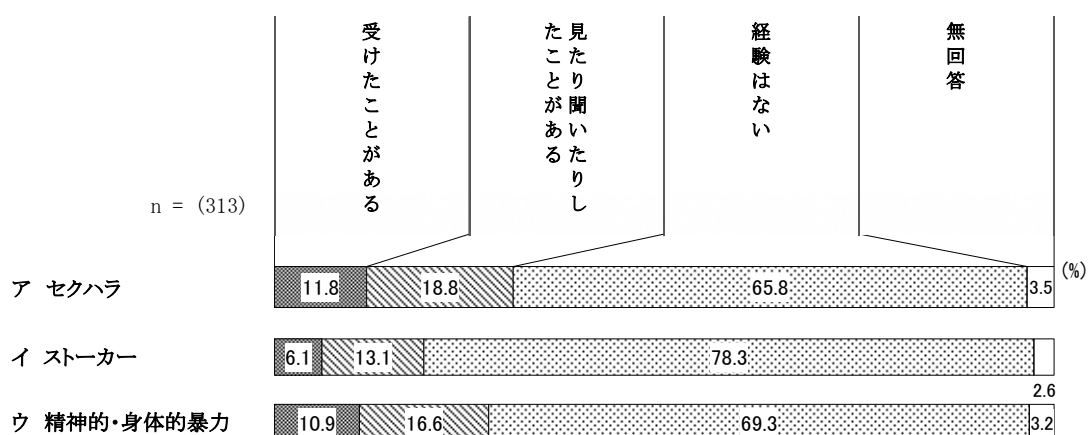
【全体】



【男性】

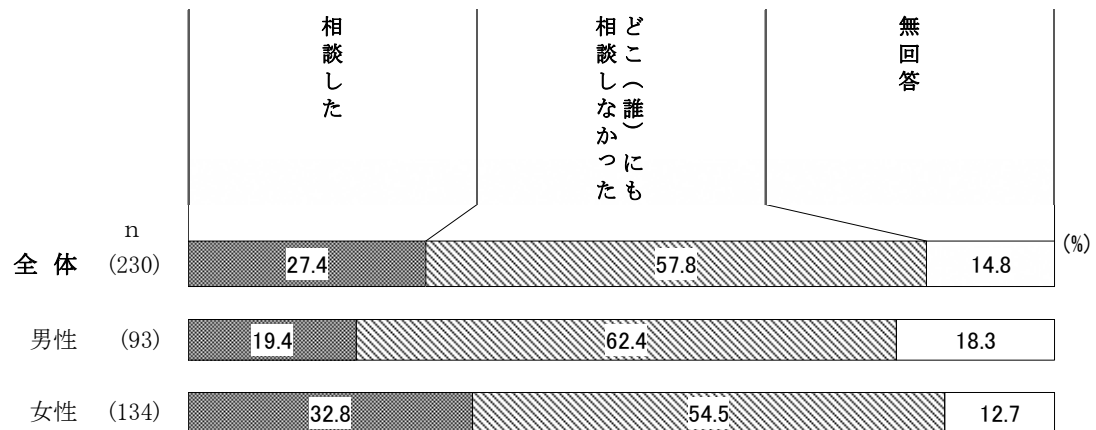


【女性】



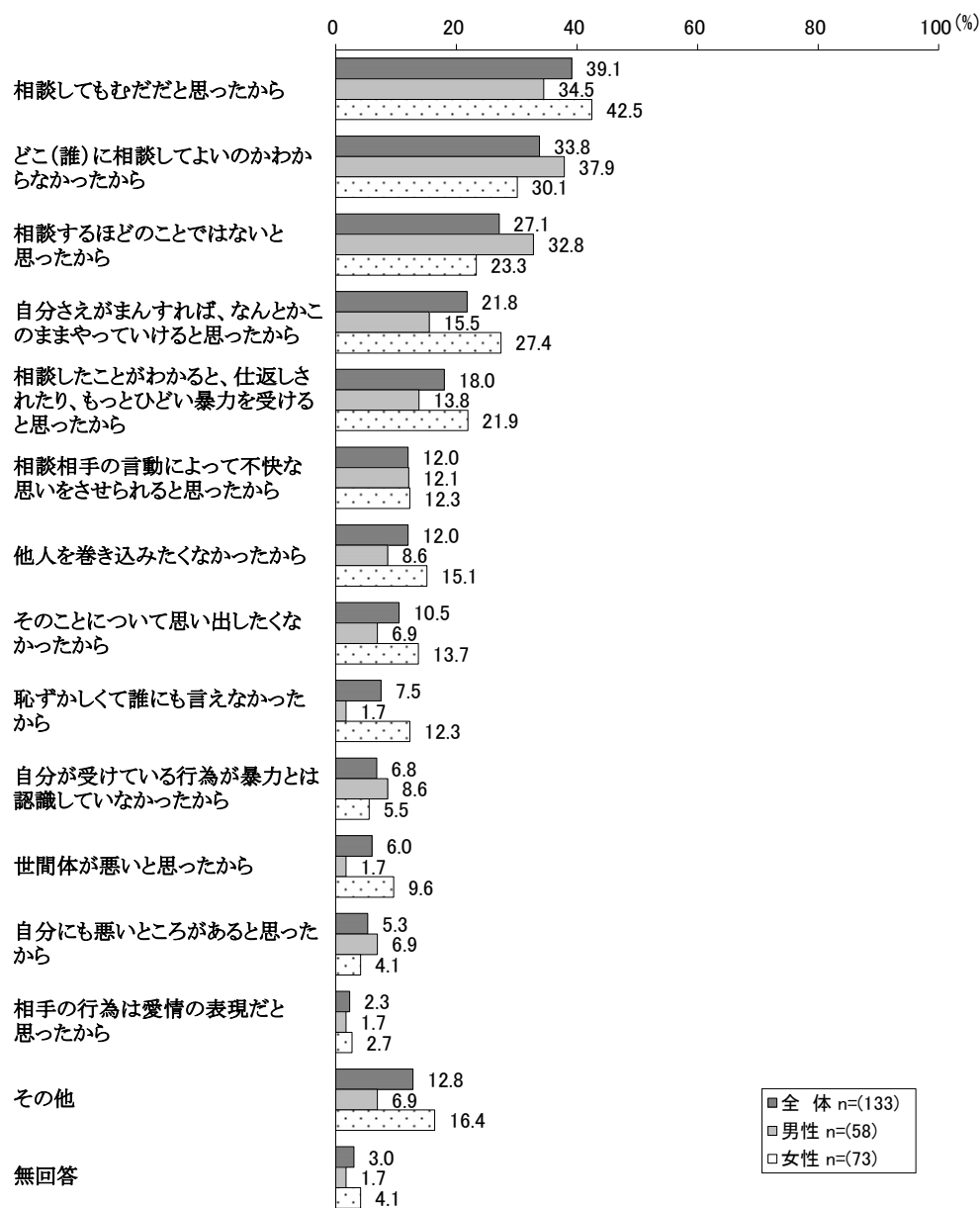
(19) 人権侵害を受けたり、見聞きしたことを誰かに打ち明けたり、相談したか

- 被害を受けたことを誰かに打ち明けたり、相談したかについては、「どこ（誰）にも相談しなかった」が57.8%、「相談した」が27.4%となっています。
- 男女別にみると、女性では「相談した」が32.8%と男性（19.4%）に比べ、約13ポイント上回っています。



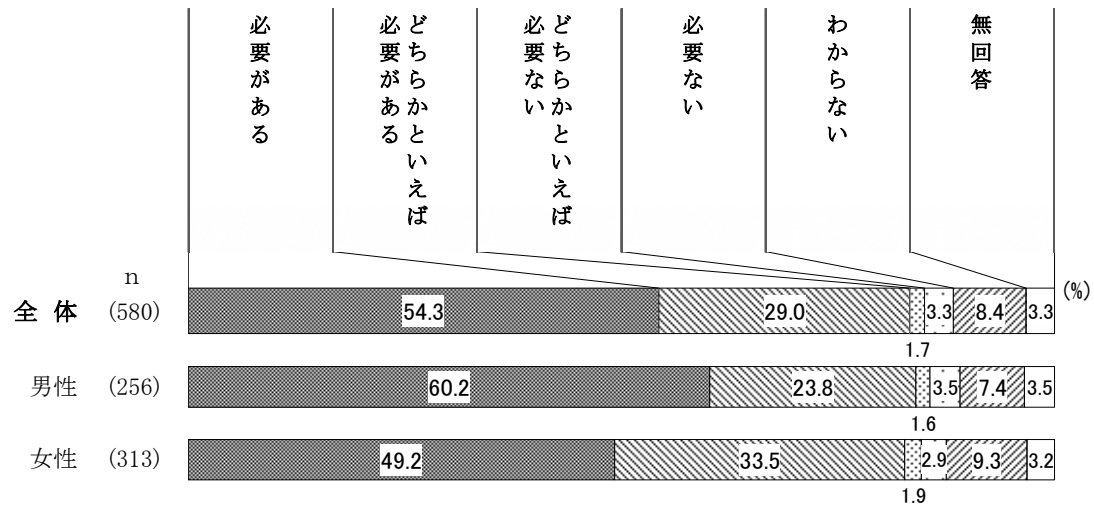
(20) どこ（誰）にも相談しなかった理由

- どこ（誰）にも相談しなかった理由については、「相談してもむだだと思ったから」が39.1%と最も多く、以下「どこ（誰）に相談してよいのかわからなかったから」（33.8%）、「相談するほどのことではないと思ったから」（27.1%）、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」（21.8%）、「相談したことがわかったと、仕返しされたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから」（18.0%）となっています。
- 男女別にみると、女性では「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」が27.4%と男性（15.5%）に比べ、約12ポイント上回っています。



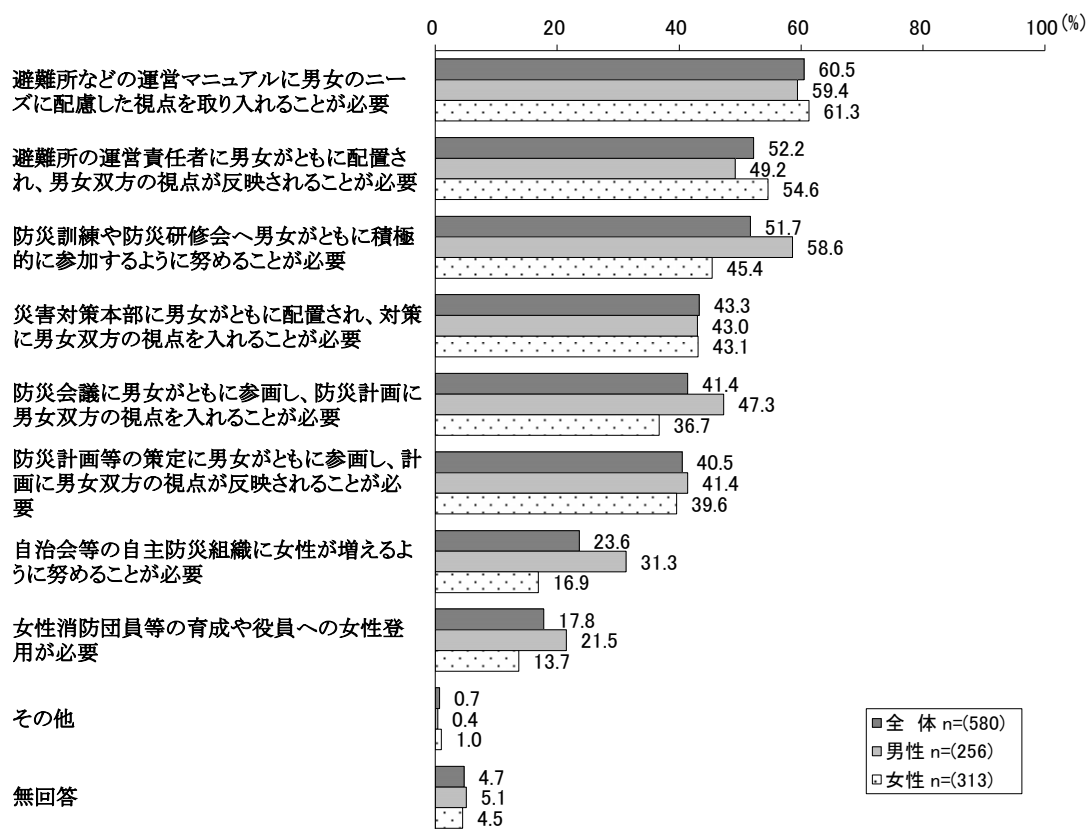
(21) 防災・災害対策において、性別に配慮した対応の必要性

- 防災・災害対策において、性別に配慮した対応が必要かについては、「必要がある」又は「どちらかといえば必要がある」を足した《必要がある》は83.3%となっています。
- 男女別にみると、《必要がある》の割合に大きな違いはみられませんが、男性では「必要がある」(60.2%)が女性(49.2%)に比べ、約11ポイント上回っています。



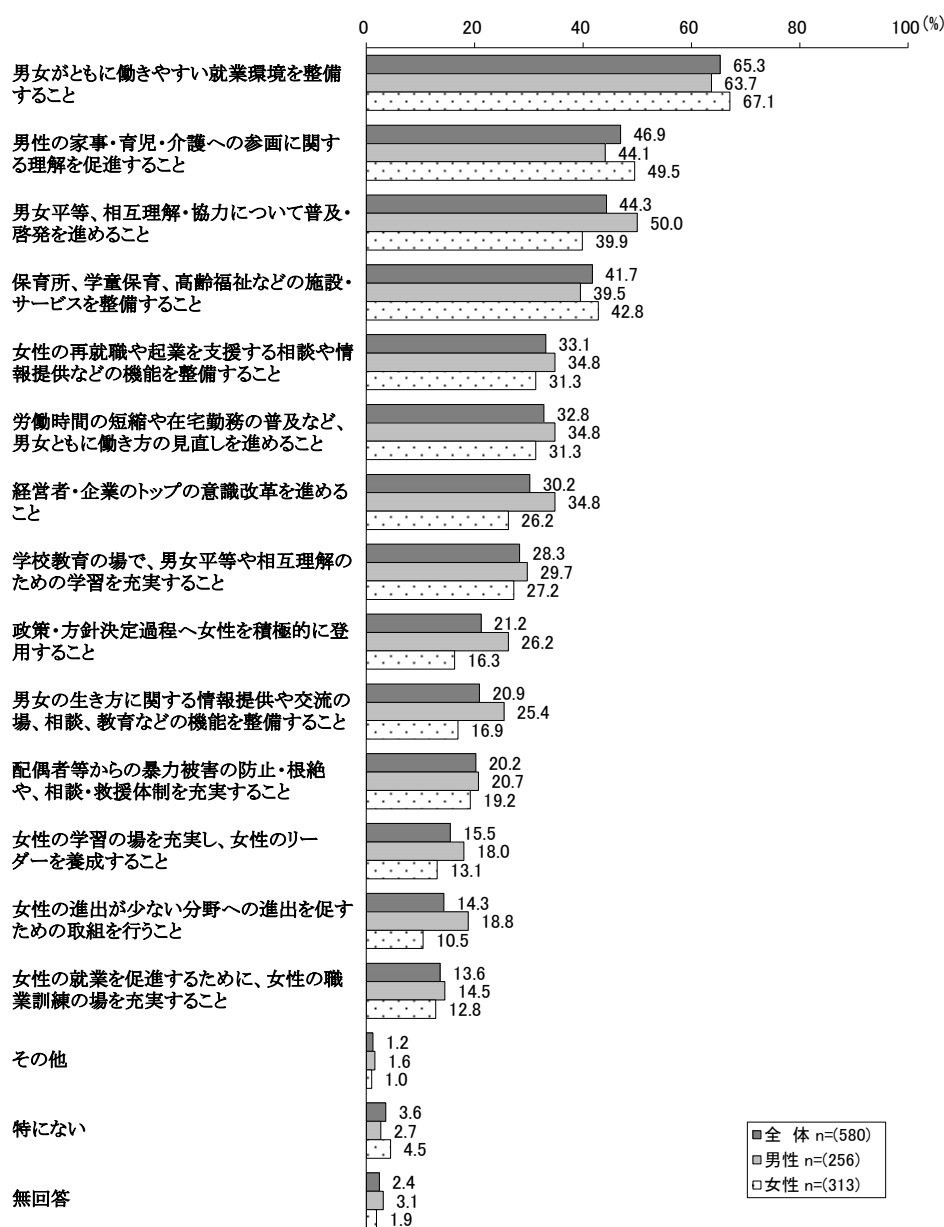
(22) 防災・災害対策において、男女共同参画を推進していくために必要なこと

- 防災・災害対策において、男女共同参画を推進していくために必要なことについては、「避難所などの運営マニュアルに男女のニーズに配慮した視点を取り入れることが必要」が60.5%と最も多く、以下「避難所の運営責任者に男女がともに配置され、男女双方の視点が反映されることが必要」(52.2%)、「防災訓練や防災研修会へ男女がともに積極的に参加するように努めることが必要」(51.7%)、「災害対策本部に男女がともに配置され、対策に男女双方の視点を入れることが必要」(43.3%)、「防災会議に男女がともに参画し、防災計画に男女双方の視点を入れることが必要」(41.4%)、「防災計画等の策定に男女がともに参画し、計画に男女双方の視点が反映されることが必要」(40.5%)となっています。
- 男女別にみると、男性では「防災訓練や防災研修会へ男女がともに積極的に参加するように努めることが必要」(58.6%)、「防災会議に男女がともに参画し、防災計画に男女双方の視点を入れることが必要」(47.3%)、「自治会等の自主防災組織に女性が増えるように努めることが必要」(31.3%)が女性に比べ、10ポイント以上上回っています。



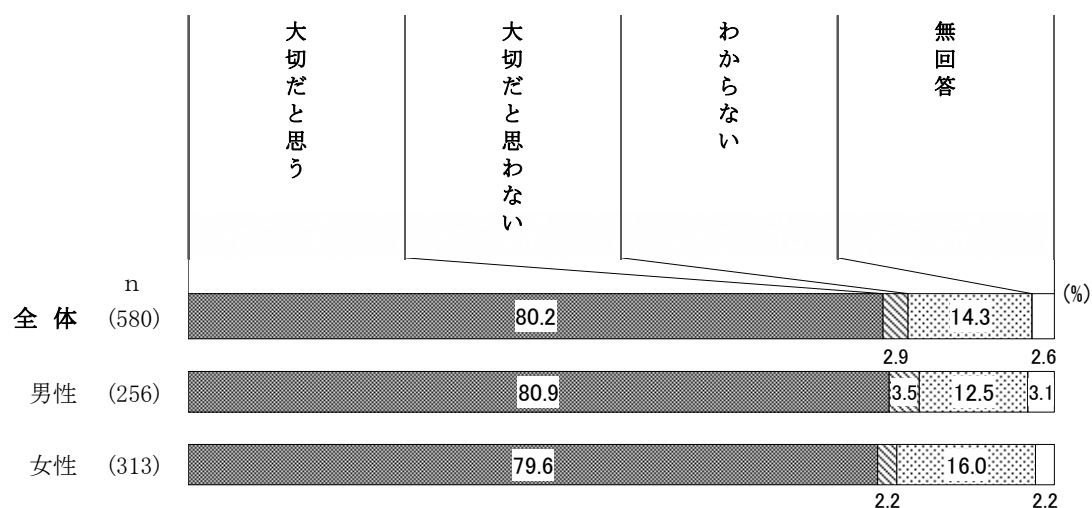
(23) 男女共同参画社会を形成するために町が力を入れるべきもの

- 男女共同参画社会を形成するために町が力を入れるべきものについては、「男女がともに働きやすい就業環境を整備すること」が65.3%と最も多く、以下「男性の家事・育児・介護への参画に関する理解を促進すること」(46.9%)、「男女平等、相互理解・協力について普及・啓発を進めること」(44.3%)、「保育所、学童保育、高齢福祉などの施設・サービスを整備すること」(41.7%)、「女性の再就職や起業を支援する相談や情報提供などの機能を整備すること」(33.1%)、「労働時間の短縮や在宅勤務の普及など、男女ともに働き方の見直しを進めること」(32.8%)、「経営者・企業のトップの意識改革を進めること」(30.2%)、「学校教育の場で、男女平等や相互理解のための学習を充実すること」(28.3%)となっています。
- 男女別にみると、男性では「男女平等、相互理解・協力について普及・啓発を進めること」(50.0%)、「政策・方針決定過程へ女性を積極的に登用すること」(26.2%)が女性に比べ、約10ポイント上回っています。



(24) 自身の生活や社会にとって、男女共同参画社会の実現は大切なことだと思うか

- 自身の生活や社会にとって、男女共同参画社会の実現は大切なことだと思うかについては、「大切なことだと思う」が80.2%となっています。
- 男女別にみても、大きな違いはみられません。



4. 目標数値の達成状況

前期計画策定時に設定した目標数値の達成状況は以下のとおりです。

目 標 名	R1 実績	R6 目標	R6 実績	達成状況
「男は仕事、女は家庭」に同感しない割合	60.2%	60%	66.7%	達成
「男女の地位は平等(社会全体)」と思う割合	16.1%	18%	12.8%	未達成
男女共同参画社会の実現は大切だと思う割合	64.1%	80%	80.2%	達成
男女共同参画推進委員会の設置	設置済	設置済	設置済	達成
石川町公式ホームページへの記事掲載	0回	随時	5回	達成
石川町公式ホームページ記事へのアクセス件数	月平均2件	年100件	年156件	達成
町民を対象とした男女共同参画講演会	1回	年1回	年1回 隔年実施	概ね達成
事業者等を対象とした研修会	0回	年1回	年0回	未達成
男女間の暴力根絶のための研修会	0回	年1回	年0回	未達成
人権尊重意識高揚のための啓発活動の充実	0回	複数回	5回	達成
審議会等の女性委員の割合	27.9%	50%	27.6%	未達成
男女共同参画についての調査と公表	0回	年1回	年1回	達成
地域伝達料理教室の男性参加割合	10%	10%	3.7%	未達成
健康づくり推進に関する講座の男性参加割合	26%	30%	34.2%	達成

5. 石川町の課題

I 人権尊重とジェンダー平等社会の推進における課題

【取り組みや統計等より】

- ・広報いしかわの男女共同参画コーナーや図書館における男女共同参画に関する本の紹介、川柳コンクール、学校教育の場などを通じて男女共同参画意識の醸成や人権尊重に関する啓発に努めています。

【アンケート調査より】

- ・固定的性別役割分担意識に「同感しない」が66.7%と最も多くなっています。男性に比べて女性で、既婚者に比べて未婚者で、共働きでない人に比べて共働きの人で、子どもがいる人に比べて子どもがいない人で、「同感しない」が多くなっています。
- ・男性及び女性の望ましい生き方は、男女ともに「家庭又は個人の生活と仕事を同じように両立させる」が、男性45.7%、女性45.7%で最も多くなっていますが、次いで、男性の望ましい生き方では「家庭又は個人の生活にも携わるが、あくまでも仕事を優先させる」が21.7%、女性の望ましい生き方では「仕事にも携わるが、家庭又は個人の生活を優先させる」が32.6%となっています。
- ・男性は仕事優先、女性は家庭又は個人の生活優先という実質的な固定的性別役割分担意識も引き続き存在していることがうかがえます。
- ・子どもに受けさせたい教育段階は、子どもが女の子の場合、男の子の場合ともに「大学」が最も多くなっていますが、その割合は子どもが女の子の場合は50.5%、男の子の場合は59.8%と違いがみられます。
- ・人権や男女平等意識の育成のために、学校教育の場で必要だと思うことは、進路指導や職業（キャリア）教育の際、部活動やクラブ活動等の役割分担について、男女を問わず、生徒個人の希望と能力を重視して行うことが多くあげられています。それに加えて、生徒に対して人権や男女平等に関する授業を行うこと、教員に対して人権や男女平等に関する研修を行うこと、保護者や地域の方を対象とした人権や男女平等に関する講座を行うことがあげられています。
- ・性的マイノリティ（またはLGBT等）の認知度は74.8%となっています。
- ・性的マイノリティ（またはLGBT等）にとって生活しづらい社会であるというイメージを持つ人が多く、生活しやすくなるためには「法令の制定や制度の見直し」、「気持ちや情報を共有できる居場所づくり」、「相談できる窓口の設置」、「幼少期からの教育の充実」、「同性同士のパートナーやその家族も、法律上の家族と同等に扱うこと」が必要であると考えられています。



固定的性別役割分担意識や性別による進学先の違いなどの解消に向けて、幅広い世代に向けて男女共同参画意識の浸透を図ることが必要です。

多様性を尊重する社会を目指し、性の多様性について啓発するとともに、相談窓口の周知に努めることが必要です。

人権や男女共同参画、多様性の尊重の啓発にあたっては、身近でわかりやすい内容とすることや、魅力的な本を紹介するなど、町民の方の興味をひくような工夫が必要です。

Ⅱ 仕事と生活の調和を図るための環境の整備における課題

【取り組みや統計等より】

- ・女性の社会進出が進み、仕事をしている女性の割合は増加しています。本町の20～50歳の女性の労働力率はほぼ80%以上となっており、全国に比べて高くなっています。結婚や出産・育児を機に労働力率が低下するM字カーブは全国に比べて緩やかになっており、労働力率は高い水準を維持しています。
- ・令和4年の育児・介護休業法の改正では男性の育児休業等の取得促進と育児参画が求められ、令和6年の改正では子の看護等休暇の取得事由の拡大や育児や介護のためのテレワークの導入など、柔軟な働き方を実現するための措置等が盛り込まれ、仕事と育児・介護の両立がしやすくなるための環境整備が求められています。
- ・全国的にみて、ひとり親家庭や障がい者、高齢者、生活困窮者、ひきこもり・ニートなど、自立した生活の維持が困難であったり、地域社会から孤立しているなどの課題を抱えている人が増加しています。

【アンケート調査より】

- ・家事の役割分担については、主に女性が担っているケースが多くなっています。共働きの場合も主に女性が担っているケースが多いものの、夫婦でともに担うケースは、共働きでない場合に比べて多くなっています。
- ・女性が「職業は一生持ち続けるほうがよい」と考える人が61.7%となっていますが、性別にみると男性では56.3%、女性では66.1%と違いがみられます。
- ・女性が働き続けるためには、「労働時間短縮、就業時間や有給休暇取得に柔軟性を持たせる」、「賃金、仕事内容など労働条件面の男女差をなくす」、「育児・介護休業制度、諸手当を充実する」などが必要と考えられています。
- ・男女共同参画の実現に向けて、本町が力を入れることとしては、「男女がともに働きやすい就業環境を整備すること」が65.3%と最も多くなっています。



仕事をしている女性の割合は増加していますが、家事の多くは女性が担っている状況であることから、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識の解消の推進が必要です。

出産・育児・介護等を理由として離職せずに働き続けることができるよう、柔軟な働き方を可能にする環境の整備が必要です。

Ⅲ 女性の人材育成と意思決定過程への参画促進（女性活躍推進） における課題

【取り組みや統計等より】

- ・国の第5次男女共同参画基本計画では、市町村の審議会等委員に占める女性の割合の成果目標について、令和7年は40%以上60%以下とされていますが、令和6年の本町の審議会等の女性委員の割合は27.6%となっています。
- ・また、本町の審議会等のすべての会のうち、女性委員が含まれる割合をみると、令和6年は72.0%と令和元年（84.2%）よりも低下しています。しかし、女性を含む審議会等の件数は増えていること、女性委員数の状況をみても、令和6年は27.6%で県の平均値（24.1%）を上回っていることなど、女性委員の参画は進みつつあります。
- ・町議会議員に占める女性議員の割合は、令和6年は28.6%と、令和元年（7.1%）より上昇しています。令和6年は県の平均値（11.3%）を上回っています。
- ・本町の管理職（課長相当職）に占める女性職員の割合（令和6年15.0%、令和6年の県の平均値：15.2%）や、町内会長等（本町では行政区長）に占める女性の割合（令和6年：0.0%、令和6年の県の平均値：3.7%）、PTA会長に占める女性の割合（令和6年：0.0%、令和6年の県の平均値：17.7%）は低い状況にあります。令和6年の本町の割合と県の平均値を比較すると、本町の管理職（課長相当職）に占める女性職員の割合は、県の平均値と同水準となっていますが、町内会長等（本町では行政区長）やPTA会長に占める女性の割合は、県の平均値を下回っています。

【アンケート調査より】

- ・自治会・町内会の役員活動に参加している男性は40.2%であるのに対し、女性は13.1%と違いがみられます。
- ・女性が仕事、家庭、育児、介護、地域活動に積極的に参加するために必要なこととして、「労働時間短縮や、男女ともに取得しやすい育児、介護、ボランティア等の休暇・休業制度を普及させること」が46.2%、「男女の役割分担についての社会通念、習慣、しきたりを改めること」が39.8%となっています。
- ・女性が地域活動のリーダーになるためには、女性が地域活動のリーダーになることに対し、男女双方の抵抗感をなくすことが必要と考えられています。
- ・人権や男女平等意識の育成のために、「学校における、進路指導や職業（キャリア）教育について、男女を問わず、生徒個人の希望や能力を重視して行う」が必要と考える人が68.4%となっています。



審議会等や町議会議員などへの女性の参画は進みつつあり、指標によっては県を上回っていますが、国の成果目標には達していない状況であること、また、行政区長、PTA会長に占める女性の割合は依然として低い状況にあることから、より一層の女性が参画しやすい意識改革や環境整備が必要です。

地域活動等に参加しやすくするためには、仕事以外の活動に参加するための時間をつくることに加え、固定的性別役割分担意識の解消の推進が必要です。

さらに、国際社会で活躍できる人材を育成するため、異文化に対する理解を深めるとともに、異文化間コミュニケーション能力の向上を図ることが必要です。

Ⅳ 心身の健康を脅かす暴力の根絶と健康支援（DV防止）における課題

【取り組みや統計等より】

- ・本町では、広報いしかわ、町ホームページ、LINE、Facebook 等や学校等での人権教室、内閣府の「DV相談ナビ啓発カード」の配布や6月・12月の人権週間に合わせた特設人権相談所の開設を通じて、DVやセクシュアル・ハラスメント等の根絶に向け、人権等の正しい知識の普及啓発や相談先の周知に取り組んでいますが、それに加えて保育園・幼稚園・学校等との連携や事業主等への情報提供が必要となっています。
- ・集団健康診査の待ち時間の短縮のため予約制を導入したことで待ち時間の短縮にはつながったものの、予約制であることが知られておらず、受診率の低下を招く結果となっています。
- ・生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など、女性をめぐる課題は複雑化、多様化、複合化しています。こうした中、令和4年には「困難女性支援法」が成立し、女性であるがゆえに困難な状況に置かれている人を適切に支援できるよう、支援体制の強化が求められています。

【アンケート調査より】

- ・セクシュアル・ハラスメントやストーカー被害、精神的・身体的暴力を受けたり見聞きしたりした際に、誰にも相談していないケースが半数以上となっており、被害が潜在化しているケースがあるものと推測されます。
- ・相談しなかった理由として、相談してもむだだと思った、相談するほどのことではないと思ったとともに、相談先がわからない人も多くなっています。
- ・生涯を通じて心身ともに健康であるためには、「思春期、青年期、更年期、老年期などの年代に合わせた健康づくりの推進」、「学校における人権尊重及び健康の視点に立った性教育の実施」、「心身にわたる様々な悩みに対応する相談体制の整備」が大切と考えられています。
- ・特に女性では、「心身にわたる様々な悩みに対応する相談体制の整備」や、性的マイノリティ（またはLGBT等）が生活しやすくなるための対策として、「気持ちや情報を共有できる居場所づくり」で男性を上回るなど、悩みや気持ちに寄り添った対応が強く求められています。男性も困りごとなどを自分で抱え込んでしまうことが懸念されます。



DVやセクシュアル・ハラスメント等の相談窓口の周知とともに、その根絶に向けて、正しい知識の周知啓発が必要です。

また、健康診査の受診率の低下や専門医による個別相談の件数の少なさ、人口減少によるスポーツの競技人口の減少、健康リーダーの高齢化などが課題となっています。生涯を通じた健康づくりを推進するため、こどもから大人までスポーツに親しめる環境づくりが必要であるとともに、病気の早期発見につながる健康診査の受診勧奨が重要です。

それに加えて、心身にわたる様々な悩みに対応する相談事業や窓口の普及啓発及び誰もが気軽に相談できる専門職や相談窓口の拡充とともに、生活上の困難を抱える女性等が適切な支援を受けられる支援体制の整備が必要です。

V 防災における男女共同参画の推進における課題

【取り組みや統計等より】

- ・就業環境の変化や、生活基盤の変化など、様々な理由から消防団員数の現状維持が困難な状況が続いているのに加え、女性の消防団員のなり手が不足している状況となっています。
- ・本町の避難所運営に関するマニュアルにおいて、プライバシーの確保や妊産婦、乳幼児を持つ女性への支援、女性への暴力やセクハラ防止のための安全対策、避難所運営への女性の参画の推進、更衣室や授乳室、おむつ替えスペース、男女別や多目的トイレの設置についての記載はあるものの、防災会議への女性の参画は進んでいない状況となっています。

【アンケート調査より】

- ・防災・災害対策において、性別に配慮した対応が必要と考える人は 83.3%を占めています。
- ・防災・災害対策において、男女共同参画を推進するために必要なこととして、「避難所などの運営マニュアルに男女のニーズに配慮した視点を取り入れることが必要」、「避難所の運営責任者に男女がともに配置され、男女双方の視点が反映されることが必要」、「防災訓練や防災研修会へ男女がともに積極的に参加するように努めることが必要」などが多くあげられています。



避難所の運営責任者や災害対策本部に男女をともに配置する、防災訓練や防災研修会、防災会議に男女がともに参加するなど、男女双方や性の多様性の視点を取り入れた防災・災害対策が必要です。

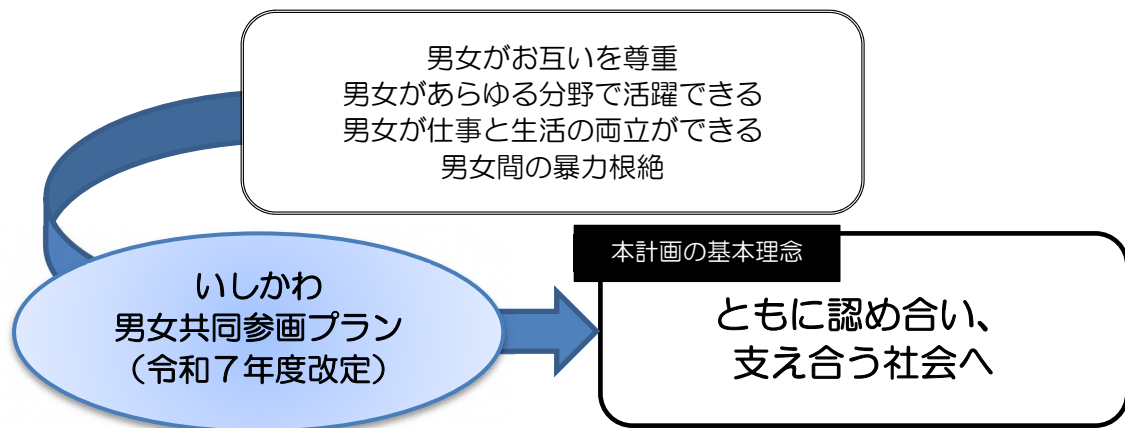
消防・防災体制の充実を図るため、消防団員の確保や自主防災組織など、人材の育成・確保が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

このプランは、石川町男女共同参画推進条例（第3条 基本理念）に基づき、男女共同参画社会の実現のため、次のような視点から策定しました。



【石川町男女共同参画推進条例（第3条 基本理念）】

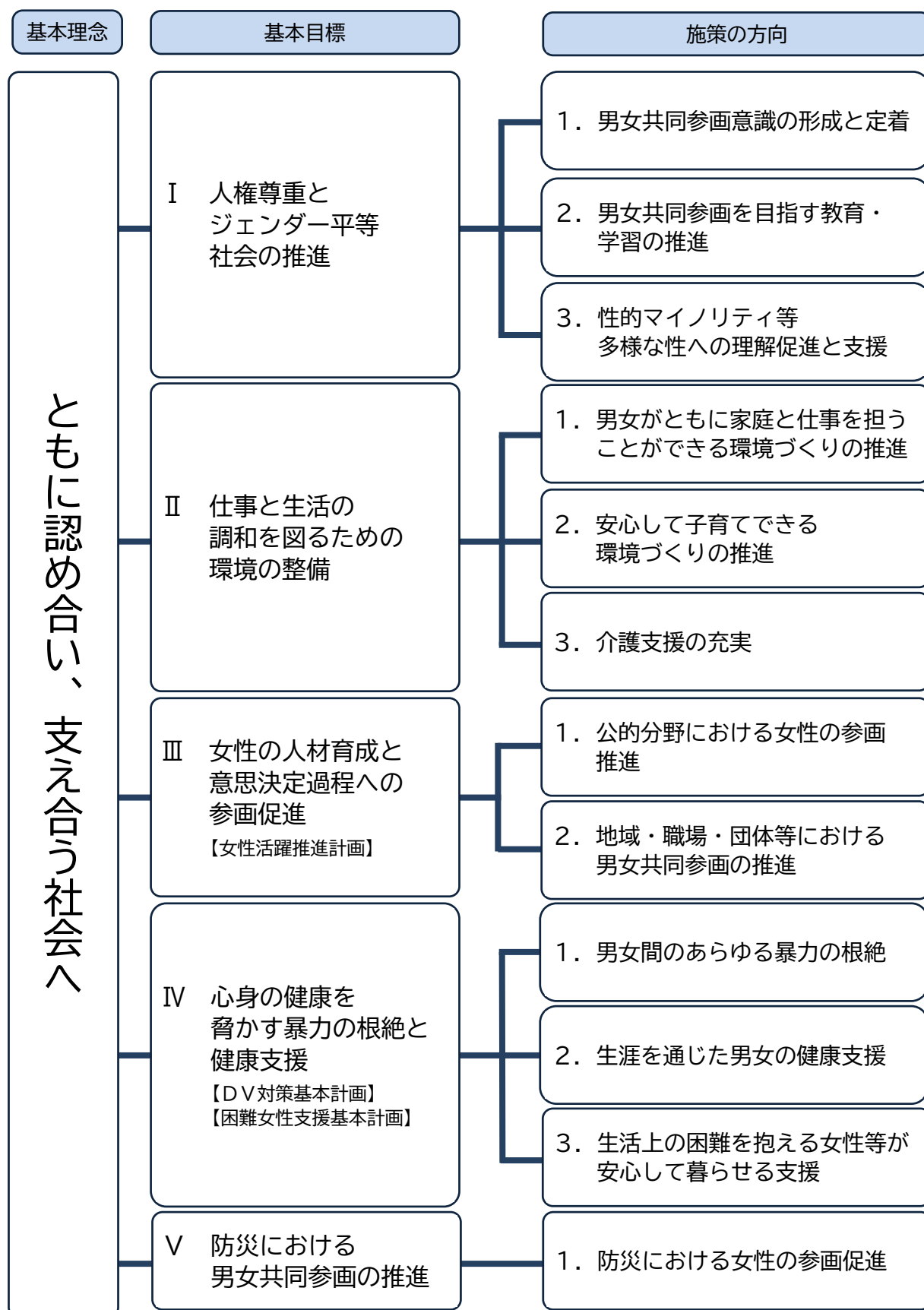
- (1) 男女の個人としての尊重が重んぜられ、男女が性別による差別的取扱いを受けることがなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されなければならない。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識による社会の制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないように配慮されなければならない。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、町における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、共同して参画する機会を確保されなければならない。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と地域及び社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭における活動及び学校、職場、地域等における活動に共に参画することができるよう配慮されなければならない。
- (5) 生涯にわたる妊娠、出産その他の生殖に関する事項に関し、男女が互いの意志を尊重し合い健康な生活が営まれるよう配慮されなければならない。
- (6) 国際社会における取組みと密接な関係を有することを考慮し、国際的な協調の下に推進されなければならない。

2. 基本目標

基本理念に基づき推進する施策は、次の5つを基本目標とします。

- 基本目標Ⅰ 人権尊重とジェンダー平等社会の推進
- 基本目標Ⅱ 仕事と生活の調和を図るための環境の整備
- 基本目標Ⅲ 女性の人材育成と意思決定過程への参画促進
- 基本目標Ⅳ 心身の健康を脅かす暴力の根絶と健康支援
- 基本目標Ⅴ 防災における男女共同参画の推進

3. 施策の体系



施策
(1) 男女共同参画意識の醸成 (2) 男女共同参画に関する情報収集・提供の充実
(1) 学校等における教育の推進 (2) 地域における男女共同参画学習の推進
(1) 性に関する教育・啓発の充実と環境整備
(1) 就労環境の整備の促進 (2) 育児・介護休暇取得の促進 (3) 地域・家庭への男性参画支援
(1) 子育て支援の充実 (2) 地域における子育て支援の促進
(1) 介護事業・相談体制の充実
(1) 審議会等への女性の参画促進
(1) 女性の人材育成 (2) 国際社会における各種取り組みの推進
(1) DVやセクシュアル・ハラスメント等防止に向けた意識啓発 (2) 被害相談窓口の充実と支援
(1) 生涯にわたる心身の健康支援
(1) 各種相談・支援体制の充実
(1) 災害時における多様な方々の視点の反映

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標

I

人権尊重とジェンダー平等社会の推進

男女共同参画社会について広く町民の理解・協力が得られるよう、町や多様な団体による広報・啓発を推進します。固定的性別役割分担意識、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消や、多様性やジェンダー平等、性的マイノリティについての理解促進を図り、人権尊重とジェンダー平等の意識が根付いたまちを目指します。

1. 男女共同参画意識の形成と定着

（1）男女共同参画意識の醸成

人権が尊重され、個人の選択の幅を広げる男女共同参画の考え方や男女共同参画意識の定着のため、男女問わず幅広い年齢に理解を促すための効果的な広報・啓発を推進します。

■主な事業

事業名	事業の内容	担当課・係
ともに認め合い、支え合う社会への川柳コンクール（男女共同参画）	家庭・地域・職場等における固定的性別役割分担意識やそれに基づく習慣等を見直し、男女共同参画社会づくりに対する意識の向上を図る。	生涯学習課 生涯学習係
男女共同参画推進講演会	男性も女性も誰もが魅力的な人生につながるよう、男女共同参画について考える機会を提供することを目的に講演会を開催する。	生涯学習課 生涯学習係
男女共同参画パネル展	「石川町男女共同参画推進講演会」及び「ともに認め合い、支え合う社会への川柳コンクール（男女共同参画）」の開催に合わせてパネル展を開催し、男女共同参画意識の浸透を図る。	生涯学習課 生涯学習係
男女共同参画講座	夫婦を対象とした「夫婦の本音～〇〇家作戦会議～」、男性を対象とした「家事シェア講座」、男女を対象とした「クッキング教室」などの男女共同参画に関する講座を開催し、男女共同参画意識の浸透を図る。	生涯学習課 生涯学習係
人権擁護委員による人権啓発活動の実施	人権尊重思想の普及高揚を図るため、各種イベントや企業訪問などで、地域に密着した人権啓発活動を実施する。	町民課 窓口係

(2) 男女共同参画に関する情報収集・提供の充実

町、事業者、町民、NPO等との相互連携・協力のもとに、男女共同参画の推進に向け、広報紙やホームページ、SNS等も活用した多様な広報・啓発活動を展開します。

■主な事業

事業名	事業の内容	担当課・係
広報いしかわ、ホームページ等による男女共同参画の視点に立った広報活動の充実	町が発行する広報紙やホームページ等の表現は、町民の意識に影響を与えることを認識し、県政広報物表現ガイドラインを参考に、男女共同参画の視点に立った広報や公文書の作成を徹底するように努める。	全庁
広報いしかわへ男女共同参画に関するコーナーの掲載	多くの町民の方が、男女共同参画に関する知識や理解を深めることができるよう、毎月、広報いしかわに男女共同参画に関する情報を掲載する。	生涯学習課 生涯学習係
図書館における男女共同参画に関する本の紹介	6月の男女共同参画週間での特別展示の実施、男女共同参画講演会参加者へのブックリストの配布により、情報提供と意識啓発を行う。	生涯学習課 生涯学習係 (図書館)

2. 男女共同参画を目指す教育・学習の推進

(1) 学校等における教育の推進

学校教育全体を通じて、人権の尊重や男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性などについての指導の充実に努め、男女共同参画意識の浸透を図ります。

■主な事業

事業名	事業の内容	担当課・係
こどもの健全育成と教育の充実	赤ちゃん広場において、「0歳からの性共有講座(絵本を使ったプライベートゾーンの話、質問タイム)」など、小さな子に伝える必要がある性教育について子どもと一緒に大人が学ぶ場を提供する。	保健福祉課 こども家庭係 教育課 幼児保育係
進路指導の充実	児童生徒が自主的に進路の適正な選択を行えるよう、進路指導の充実に努める。	教育課 学校管理係
いしかわワーク&ライフ教育事業	高校、商工会と連携し、キャリアチャレンジを実施する。町内事業所にて実習を受け入れ、生徒の勤労観や職業観の育成を図る。	企画商工課 商工観光係

事業名	事業の内容	担当課・係
教育指導力向上事業	研修会及び研究会を通して、教職員間の連携・指導力向上を図るとともに、幼保小中学校間の児童生徒交流活動等を行う。	教育課 学校管理係
I C T教育の推進	小中学校における情報化教育を推進するためのI C T機器の維持更新、I C T支援員の配置を行う。	教育課 学校管理係
適応指導教室事業	不登校、不登校傾向など特別な支援を必要とする児童生徒に対し支援を行う。	教育課 学校管理係
道徳教育推進事業	児童生徒の生活の様子や問題、道徳性等について道徳の授業を実施し、道徳教育を推進する。	教育課 学校管理係
学習のための資料提供	男女共同参画についての資料を収集・提供し学習することを支援する。	生涯学習課 生涯学習係 (図書館)
命や性に関する指導	児童生徒が命や性に関して正しく理解し、適切に行動がとれるように学校教育活動全体を通じて指導を行う。	教育課 学校管理係
人権擁護委員による人権教室の開催	学校等での人権教室を開催し、人権に関する関心と理解を高める。	町民課 窓口係

(2) 地域における男女共同参画学習の推進

町民のニーズに合った企画と、幅広い年齢層への積極的な情報発信を通じて、家庭や地域における男女共同参画を促進する学習の機会を提供します。

■主な事業

事業名	事業の内容	担当課・係
生涯学習推進事業	町民一人ひとりの自主的・自発的な学習を支援するため、生涯学習事業と情報提供等を行う。	生涯学習課 生涯学習係 企画商工課 協働推進係 (自治センター)

3. 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援

(1) 性に関する教育・啓発の充実と環境整備

一人ひとりが互いに尊重し合い、性別にとらわれず個性を生かした生き方ができるよう、性の多様性に関する啓発活動に努めるとともに、福島県パートナーシップ制度との連携を推進します。

■主な事業

事業名	事業の内容	担当課・係
人権教育の充実 (生涯学習課分)	多様性を尊重する社会を目指して、性的マイノリティの人々への理解を促進できるよう周知啓発に努める。	生涯学習課 生涯学習係
人権教育の充実 (町民課分)	人権尊重に関する人権教育や人権啓発の推進に努める。	町民課 窓口係
人権教育の充実 (保健福祉課分)	性自認や性的指向など性に関する固定観念や偏見により困難な状況に置かれている人々の個人としての人権が尊重されるよう、学校保健委員会での情報共有や出前講座の提案を行う。また、ふくしま性と健康の相談センター等における専門職の相談支援の活用を案内する。	保健福祉課 こども家庭係
学校教育を通じた 意識の啓発	体育科や特別活動をはじめ、学校教育全体を通じて、正しい性の理解、人権を尊重した適切な行動などがとれるよう、関係機関との連携を図りながら計画的な指導を行う。	教育課 学校管理係
福島県パートナー シップ制度との連携	「福島県パートナーシップ制度」は、法律上の婚姻をしていないカップルがパートナーシップ関係にあると届け出たことについて、県が「福島県パートナーシップ届出書受理証明書」を交付するものであり、本町では「石川町結婚新生活支援事業補助金」や「住民票の続柄の変更」などの制度や支援等が利用可能または利用しやすくなるものである。 法律上の婚姻とは異なり、法的な効力が生じるものではないが、法的に婚姻が認められていない戸籍上同性のカップルや、様々な事情により婚姻の届出をしていないカップルが家族として扱われないことによる生活上の不便さを軽減し、誰もが人生のパートナーと協力しながら、安心して暮らすことができる環境づくりを推進する。	全庁

基本目標

Ⅱ

仕事と生活の調和を図るための環境の整備

男女が「仕事」と家庭、地域生活、個人の自己啓発などといった「個人の生活」との調和を図り、その両方をバランスよく実現できる就業環境づくりを目指します。

1. 男女がともに家庭と仕事を担うことができる環境づくりの推進

(1) 就労環境の整備の促進

地元学生の地元への就職や女性の社会進出を支援し定着率を高めるとともに、Uターンにつながる情報提供を図ります。

■主な事業

事業名	事業の内容	担当課・係
企業合同説明会	地元高校生に町内企業等の魅力を知ってもらうため企業合同説明会を開催する。企業等のコンセプトや事業内容等の情報発信を行い、町内企業への就職を支援する。	企画商工課 商工観光係
人権擁護委員による企業訪問	町内企業を訪問し、人権に関する事業主が講ずべき措置等の情報提供を行い、ハラスメント等の人権問題について相談に応じる。	町民課 窓口係

(2) 育児・介護休暇取得の促進

男女がともに仕事と家事・育児等の両立ができる環境の整備を促進します。

■主な事業

事業名	事業の内容	担当課・係
仕事・子育て両立支援事業	子育て世代の育児休業の取得を促進するため、町内に住所を有する男性が育児休業を5日以上取得した場合、町内中小企業者に対し奨励金を交付する。	保健福祉課 こども家庭係
町職員の育児休業等 を取得しやすい環境 の整備	・育児短時間勤務制度及び育児部分休業制度を利用した、仕事と育児の両立が可能な柔軟な勤務形態の整備を行う。 ・定期的な育児休業等の制度の周知を図る。 ・職場の意識改革を行う。	総務課 職員係
育児・介護休暇等制度 の周知・啓発・利用促進	育児・介護と仕事の両立の促進に向け、育児・介護休暇等制度の情報を提供する。	企画商工課 商工観光係 保健福祉課 こども家庭係 生涯学習課 生涯学習係

(3) 地域・家庭への男性参画支援

幅広い層への男女共同参画意識の定着を図るとともに、男性の家事・育児等への参画をさらに促すための意識啓発を推進します。

■主な事業

事業名	事業の内容	担当課・係
ともに認め合い、支え合う社会への川柳コンクール（男女共同参画）（再掲）	家庭・地域・職場等における固定的性別役割分担意識やそれに基づく習慣等を見直し、男女共同参画社会づくりに対する意識の向上を図る。	生涯学習課 生涯学習係
男女共同参画講座（再掲）	夫婦を対象とした「夫婦の本音～〇〇家作戦会議～」、男性を対象とした「家事シェア講座」、男女を対象とした「クッキング教室」などの男女共同参画に関する講座を開催し、男女共同参画意識の浸透を図る。	生涯学習課 生涯学習係

2. 安心して子育てできる環境づくりの推進

(1) 子育て支援の充実

社会全体でこどもを支える多様な支援の充実を図るとともに、子育てに関する様々な悩みや不安を解消するため、相談・支援体制を強化します。

■主な事業

事業名	事業の内容	担当課・係
保育サービスの推進	保護者が就労等で保育を必要とする児童の入所調整を行い、保育サービスを推進する。	教育課 幼児保育係
児童クラブ運営事業	児童の健全育成のため、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業終了後の生活と遊びの場を提供する。	教育課 幼児保育係
赤ちゃん広場・屋内遊び場	石川町文教福祉複合施設モトガッコ内で、こどもの遊び場、保護者が集い子育てに関する情報交換や交流する場を提供する。	教育課 幼児保育係
子育て支援体制の充実	こども家庭センターの設置により妊娠期から子育て期における育児不安や負担を感じやすい時期に、専門職による子育て相談の機会を切れ目なく提供できるよう、相談・支援体制の強化を図る。	保健福祉課 こども家庭係
こども子育て情報発信事業	子育てポータルサイトにより、子育て支援に関する情報を一体的に発信する。産婦人科・小児科オンライン相談事業、子育て応援アプリ（母子モ）の活用促進を図り、妊娠・出産・子育てまでの各段階をきめ細やかにサポートする。	保健福祉課 こども家庭係
こども食堂支援事業	地域におけるこども等への食事提供、居場所・交流の場づくりを支援するための、こども食堂運営者に補助を行う。	保健福祉課 こども家庭係
通学支援事業	石川小学校及び石川中学校通学のために運行する専用バス、路線バス利用料金の負担等に対する支援を行う。	教育課 学校管理係

（２）地域における子育て支援の促進

子育て中の方が一人で悩まずに子育てができるよう、ファミリー・サポート・センターの機能強化と子育てボランティアの育成など、子育て支援の充実を図ります。

■主な事業

事業名	事業の内容	担当課・係
ファミリーサポート事業	こどもの送迎や預かりなど、子育ての「支援を受けたい人」と「支援を行いたい人」とのマッチング、研修、連絡、調整を行う。	保健福祉課 子ども家庭係

3. 介護支援の充実

（１）介護事業・相談体制の充実

各関係機関と情報共有及び連携に努めながら、介護に係る負担の軽減や課題解決のため支援を強化し、サービスの充実に努め、仕事と介護の両立を推進します。

■主な事業

事業名	事業の内容	担当課・係
介護サービスの質の向上へ向けた取り組み	介護に関する町民の声を、介護相談員を通して把握する。	保健福祉課 高齢福祉係
高齢者福祉の相談体制の充実	総合的な相談窓口として地域包括支援センターの機能強化を図る。	保健福祉課 高齢福祉係
障がい者福祉の充実	障がいのある人やその家族の相談支援体制の充実、地域での生活の場の確保、在宅サービスの充実、地域生活への移行促進、社会参加への支援、一般就労への支援に努める。	保健福祉課 社会福祉係

基本目標

Ⅲ

女性の人材育成と意思決定過程への参画促進

【女性活躍推進計画】

男女それぞれの意見が等しく反映されるよう、あらゆる分野における男女共同参画の拡大を目指します。

1. 公的分野における女性の参画推進

(1) 審議会等への女性の参画促進

年度がスタートする前に、全庁に女性委員登用の積極的な取り組みを依頼するなど男女を問わず能力が発揮できる適材適所を心がけ、やりがいを実感できるような人事管理に努めます。

■主な事業

事業名	事業の内容	担当課・係
審議会等への女性登用の促進	審議会等の委員を選考する際には、積極的に女性を登用する。	全庁
キャリア形成支援	女性がライフイベントに左右されずに、働き続けられる職場環境を整備し、誰でもキャリアビジョンが描けるよう各段階において人材育成を行う。	総務課 職員係

2. 地域・職場・団体等における男女共同参画の推進

(1) 女性の人材育成

あらゆる分野において女性の能力が十分に発揮されるよう支援するとともに男女両方の意見が十分に反映されるような働きかけを行います。また、女性自身のエンパワーメントや積極的向上を支援する機会を提供し、人材育成を推進します。

■主な事業

事業名	事業の内容	担当課・係
女性の参画の支援	あらゆる分野での男女の活躍推進のため、家庭や地域に加え、全課体制で支援を行う。	全庁
地域計画（人・農地プラン）推進事業	地域計画に位置付けられた新規就農者に対する新規就農者育成総合対策事業補助金の交付、地域計画の運用・見直しに向けた集落座談会等を実施する。	農政課 農政係

(2) 国際社会における各種取り組みの推進

学習で身につけた英語力を活かし、異文化に対する理解を深めるとともに、異文化間コミュニケーション能力の向上を図り、グローバルな人材育成を推進します。

■主な事業

事業名	事業の内容	担当課・係
国際理解教育推進事業	小学6年生を対象としたブリティッシュヒルズ（天栄村）での、外国語学習、遊び、交流などの体験教室を実施する。	教育課 学校管理係

基本目標

IV

心身の健康を脅かす暴力の根絶と健康支援

【DV対策基本計画】

【困難女性支援基本計画】

配偶者や恋人・パートナーなど親密な関係の間で起こるDVは女性が被害者となるケースが多いですが、男性や性的マイノリティ、こどもが暴力の被害者となることもあります。暴力は人権を侵害する重大な問題であるという認識を広め、男女間の暴力をなくし、性差別や暴力を許さない、すべての人が尊厳を持って生きることができる社会の実現を目指します。

1. 男女間のあらゆる暴力の根絶

(1) DVやセクシュアル・ハラスメント等防止に向けた意識啓発

啓発や情報提供を通じて、DVやセクシュアル・ハラスメントなど、あらゆる暴力をなくすための働きかけを行うとともに、被害に悩む人を助ける体制の整備を進めます。

■主な事業

事業名	事業の内容	担当課・係
パープルライトアップ	内閣府で行っている「女性に対する暴力をなくす運動」の趣旨に賛同し、女性に対するあらゆる暴力の根絶を広く呼びかけ、被害者に対して「一人で悩まず、まずは相談して下さい。」というメッセージを広く伝える。	生涯学習課 生涯学習係
DVやセクシュアル・ハラスメント等の根絶に向けた広報・啓発	DVやセクシュアル・ハラスメント等の根絶に向け、正しい知識の普及啓発に努める。	生涯学習課 生涯学習係
人権擁護委員による人権教室の開催（再掲）	学校等での人権教室を開催し、人権に関する関心と理解を高める。	町民課 窓口係

(2) 被害相談窓口の充実と支援

被害者の保護と自立支援が円滑に図れるよう、関係機関と連携しながら対処していく体制を整備します。

■主な事業

事業名	事業の内容	担当課・係
内閣府の「DV相談ナビ啓発カード」の設置	配偶者や恋人等からの暴力（DV）の悩みについて、全国共通の電話番号（＃8008）から相談機関を案内するDV相談ナビサービスの啓発カードを町内（町役場・石川町文教福祉複合施設モトガッコ・町内公衆トイレ等）に設置する。	生涯学習課 生涯学習係
被害相談窓口の充実と支援	安心して相談できる体制づくりと被害者への支援を行う。	保健福祉課 社会福祉係
人権擁護委員による相談会の開催	人権週間等（6月・12月）に合わせ特設人権相談所を開設する。	町民課 窓口係

2. 生涯を通じた男女の健康支援

(1) 生涯にわたる心身の健康支援

生涯にわたり心身ともに健康で豊かな生活を送れるよう、健康診査や相談会など心身の健康管理の充実を図ります。

■主な事業

事業名	事業の内容	担当課・係
健康診査・検診事業	生活習慣病予防のための保健指導対象者を抽出する特定健康診査、各種がん検診、特定保健指導、重症化予防保健指導、精密検査対象者への受診勧奨を行う。	保健福祉課 健康増進係
こころの健康支援	ゲートキーパー養成講座、専門医による個別相談会を実施する。	保健福祉課 健康増進係
介護予防事業	要介護状態の予防のため、地域サロン、地区ミニデイサービスの支援、健康リーダーの育成を行う。	保健福祉課 健康増進係
スポーツ振興事業	町スポーツ推進委員会、町体育協会、各自治センター等と連携し、こどもから大人までスポーツに親しむ環境づくりを行い、世代間交流などを通してスポーツの普及を進める。	生涯学習課 スポーツ振興係

3. 生活上の困難を抱える女性等が安心して暮らせる支援

(1) 各種相談・支援体制の充実

様々な困難を抱える人が安心して生活できる環境をつくるために、相談窓口の整備と関係機関との連携による支援体制づくりに努めます。

■主な事業

事業名	事業の内容	担当課・係
生理用品の無償配布	新型コロナウイルス感染症等の影響により、生活に困難や不安を抱える女性を支援するため、生理用品の提供を行う。また、必要な相談支援につなげやすくするよう、「生活支援相談窓口情報カード」を併せて配布する。	生涯学習課 生涯学習係
生活自立困難者 就労支援事業	生活困窮者、障がい者、高齢者、ひきこもり・ニートなど、自立した生活の維持が困難な者に対し、働く場の提供や相談窓口の設置などにより就労及び自立の促進を支援する中間的就労支援事業者に対する補助を行う。	保健福祉課 社会福祉係
相談窓口の充実と支援	安心して相談できる体制づくりと支援を行う。	保健福祉課 社会福祉係
人権擁護委員による 相談会の開催（再掲）	人権週間等（6月・12月）に合わせ特設人権相談所を開設する。	町民課 窓口係



防災における男女共同参画の推進

町民一人ひとりが安全に暮らせる地域づくりの実現のために、地域の防災に関する施策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備に積極的に取り組みます。

1. 防災における女性の参画促進

(1) 災害時における多様な方々の視点の反映

男女共同参画の視点に立ち、自主防災組織との一体的な活動に向けての人材育成や、地域ハザードワークショップにおける、家庭や女性の意見を反映したまちづくりを推進します。

■主な事業

事業名	事業の内容	担当課・係
地域防災力強化事業	自主防災組織化支援、防災訓練の実施、防災士資格取得助成金制度創設、地域ハザードワークショップを行う。	防災環境課 防災安全係
石川町防災会議への女性委員の登用	防災会議委員に専門機関や女性委員を登用する。	防災環境課 防災安全係
消防力の強化	幼年消防クラブ支援、火災予防等周知啓発、災害発生時における避難者支援を行う。	防災環境課 防災安全係

目標数値一覧

計画の進捗状況を確認するため、以下の目標数値を設定し、積極的な事業の推進に取り組めます。

目 標 名	R6 目標	R6 実績	R16 目標
「男は仕事、女は家庭」に同感しない割合	60%	66.7%	75%
「男女の地位は平等(社会全体)」と思う割合	18%	12.8%	18%
男女共同参画社会の実現は大切だと思う割合	80%	80.2%	90%
男女共同参画推進委員会の設置	設置済	設置済	継承
石川町公式ホームページへの男女共同参画情報の掲載	随時	5回	6回
男女共同参画に関する講演会・講座の開催	年1回	年1回 隔年実施	年1回
人権啓発活動と人権教室	複数回	5回	5回
審議会等の女性委員の割合	50%	27.6%	50%
男女共同参画についての調査と公表	年1回	年1回	5年に1回
健康づくり推進に関する講座の男性参加割合	30%	34.2%	50%
【新】女性委員を含む審議会等の割合	—	72.0%	80%
【新】町議会議員に占める女性議員の割合	—	28.6%	モニタリング指標
【新】行政区長に占める女性の割合	—	0.0%	10%
【新】防災会議における女性委員の割合	—	6.0%	10%
【新】性的マイノリティにとって生活しづらい社会だと感じる(「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」のいずれか回答)割合	—	62.6%	50%
【新】「性的マイノリティ(またはLGBT等)」という言葉を知っていると回答した町民の割合	—	74.8%	90%
【新】男性職員の育児休業取得率	—	0.0%	50%
【新】保育所等入所希望者に対する待機児童数の割合	—	0.0%	0%
【新】乳がん検診の受診率	—	27.3% (R5)	30%
【新】子宮頸がん検診の受診率	—	24.2% (R5)	30%
【新】ファミリー・サポート・センターの登録会員数	—	34人 (おねがい会員21人、 あずかり会員13人)	48人 (おねがい会員31人、 あずかり会員17人)
【新】家族介護教室への参加者数	—	21人	30人
【新】特定健康診査の受診率	—	39.4% (R5)	50%
【新】女性相談支援員の配置	—	未配置	配置

※5年後の調査により、目標数値の見直しを行います。

※モニタリング指標

現時点での状況を示す数値。目標値を設定できないが、男女共同参画の状況を表す指標として毎年その状況を把握し公表するもの。

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

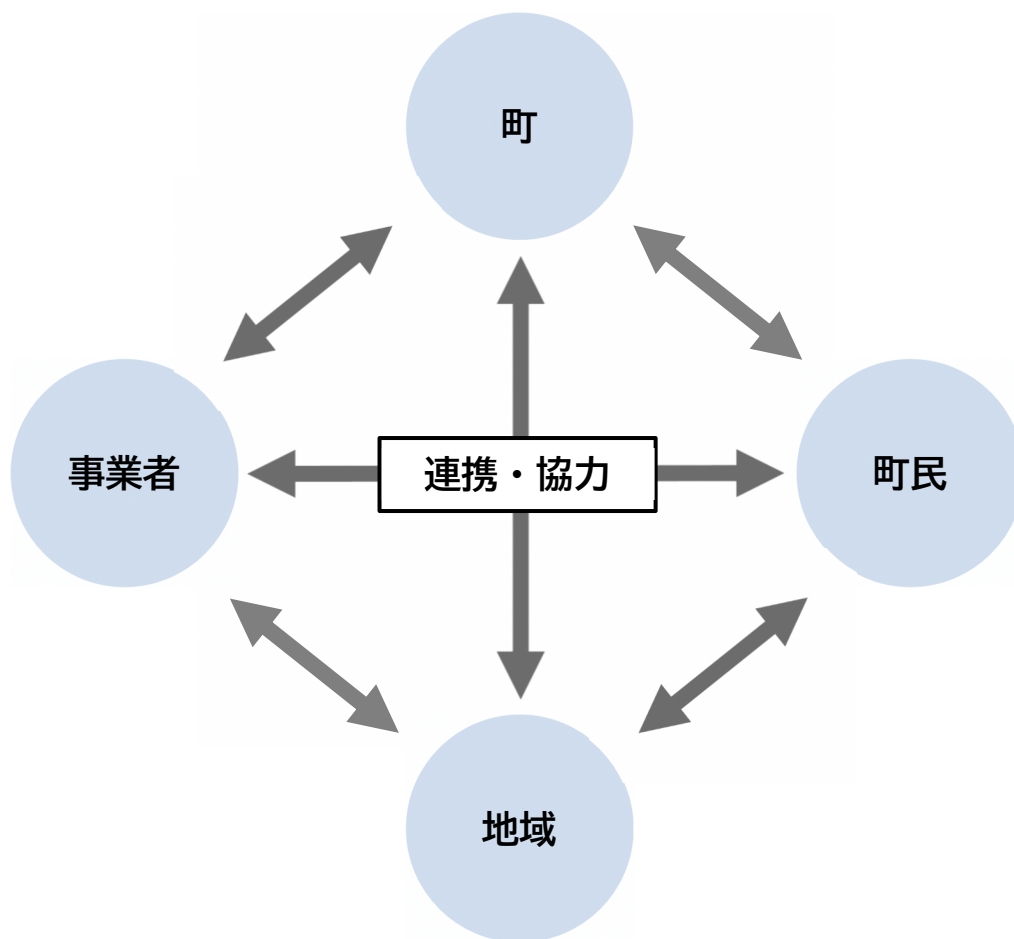
1. 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、町、町民、地域、事業者等が相互に連携・協働していくことが重要です。

そのためには、推進組織を充実し、プランに盛り込まれている施策・事業を計画的に展開していく必要があります。

また、国・県等との連携強化や各種団体、他の自治体との情報交換も積極的に行い、必要な制度や施策のさらなる推進を図ります。



(2) 計画の周知と啓発

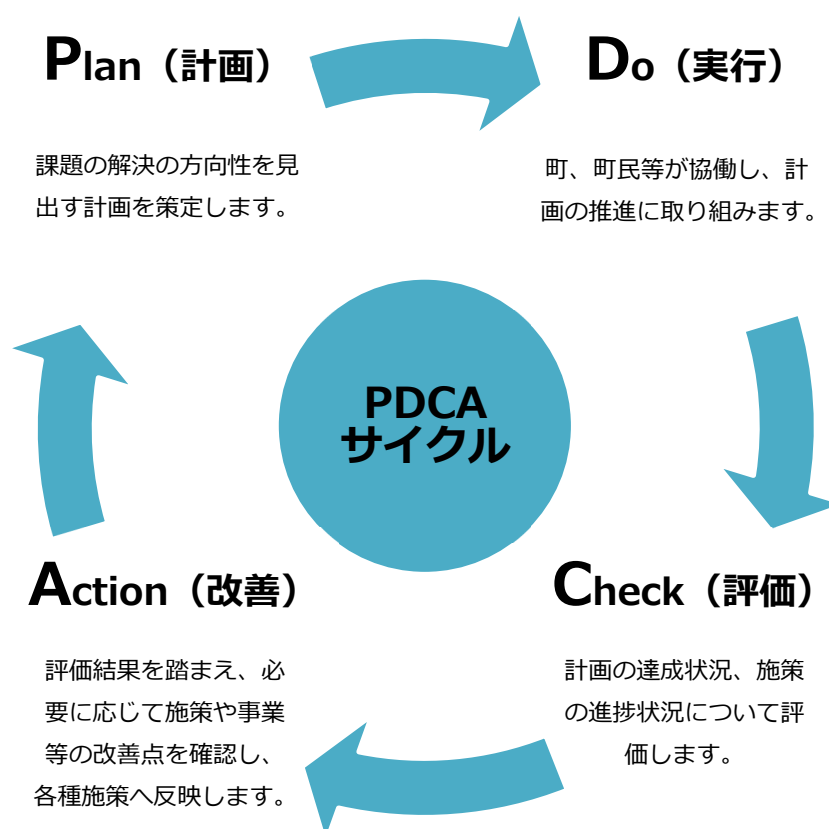
本計画について、町のホームページや計画の概要版など、様々な媒体やイベント等の機会を通じて町民に広く周知・啓発を行い、男女共同参画への興味・関心を高めるとともに理解の深耕を図り、男女共同参画意識の醸成に努めます。

（３）計画の評価・進行管理

本計画を効果的かつ着実に推進するためには、施策の進捗状況を把握するとともに、効果検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につなげるPDCAサイクルに基づき、管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。本計画においては目標数値を設定しています。

本計画の進行管理にあたっては、石川町男女共同参画推進委員会において、毎年度、取り組みの評価と検証を行い、施策の改善、充実を図ります。

なお、今後の社会情勢の変化や国の動向、目標等の達成状況等を踏まえ、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行うこととします。



2. 計画推進のための役割

(1) 町の役割

本計画の推進役としてジェンダー平等の視点を持ち、特定の職場にこだわることなく女性を配置し、政策・方針決定の場への女性の参画を促進するとともに、審議会等に公募制度を導入し、幅広い分野からの参画と女性の登用を促進します。

町民一人ひとりが能力を発揮して多様な生き方ができる社会環境の整備に努めます。

出前講座や広聴機会を充実させることで、町民の町政への関心と理解を深め、町政への積極的な参加を促進します。

町民、地域団体、事業者、国及び県と連携・協働し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施していきます。

性別や国籍等の属性に関わらず、多様な人材が活躍できるまちづくりに取り組みます。

(2) 町民の役割

一人ひとりが男女共同参画や人権の尊重、ジェンダー平等に関する理解を深め、家庭や地域、職場等のあらゆる場面において、互いに尊重し合う意識を持つとともに、仕事、家庭、地域生活等において、自身の望むバランスのとれた生活を送ることができるよう、支え合いの意識を持って行動します。

孤独・孤立やハラスメント、DV、虐待など、困りごとを抱える人を見逃さないよう、日常的にコミュニケーションをとり、身近なところでの見守りや声かけに努めます。

(3) 事業者の役割

ワーク・ライフ・バランスの実現の一環として、育児・介護休業の取得を促進するなど、職場環境の改善に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの防止に取り組みます。

(4) 地域の役割

社会活動、地域活動等に男女がともに参画し、安全・安心に暮らすことができる地域づくりを推進します。

また、女性の積極的向上とエンパワーメント推進のため、活動を通じて人材の育成に取り組みます。

資料編

資料編

1. いしかわ男女共同参画プラン策定経過

開催日	内容
令和6年10月4日	第1回石川町男女共同参画プラン策定委員会 (1) 男女共同参画プランの策定について (2) 策定スケジュールについて (3) アンケート調査について
令和7年2月12日	第2回石川町男女共同参画プラン策定委員会 (1) アンケート調査の結果について (2) プラン骨子案について
令和7年3月26日	第3回石川町男女共同参画プラン策定委員会 (1) 前回の委員会の修正点について (2) プラン素案について
令和7年4月8日～ 令和7年4月16日	パブリックコメント実施

2. 石川町男女共同参画推進条例

平成 16 年 3 月 31 日

条例第 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、当該活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画社会の基本理念(以下「基本理念」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 男女の個人としての尊重が重んぜられ、男女が性別による差別的取扱いを受けることがなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されなければならない。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識による社会の制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないように配慮されなければならない。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、町における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、共同して参画する機会を確保されなければならない。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と地域及び社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭における活動及び学校、職場、地域等における活動に共に参画することができるよう配慮されなければならない。
- (5) 生涯にわたる妊娠、出産その他の生殖に関する事項に関し、男女が互いの意志を尊重し合い健康な生活が営まれるよう配慮されなければならない。
- (6) 国際社会における取組みと密接な関係を有することを考慮し、国際的な協調の下に推進されなければならない。

(町の責務)

第 4 条 町は、前条に定める基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 町は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するにあたり、国、県及び他の自治体と広域的連携を図るとともに、町民及び事業者との協働に努めるものとする。

(町民の責務)

第 5 条 町民は、基本理念に基づき、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画に関する理解を深めるとともに、町が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動に関し、男女共同参画の体制の整備を積極的に進めるとともに、町が行う男女共同参画の推進に関する施策、調査等に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による人権侵害及び差別的な取扱いをしてはならない。

2 何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシャル・ハラスメント(性的な言動により相手方の生活環境を侵害する行為、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与える行為)を行ってはならない。

3 何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女間による身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならない。

(基本計画)

第8条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 町長は、基本計画を策定しようとするときは、町民の意見を反映するよう努めなければならない。

3 町長は、基本計画を策定又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(広報活動)

第9条 町は、男女共同参画に関する町民及び事業者の関心と理解を深めるために必要な広報活動に努めるものとする。

(教育の推進)

第10条 町は、町民があらゆる機会を通じて男女共同参画への関心と理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育学習の推進に努めるものとする。

(町民等に対する支援)

第11条 町は、町民又は民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(町民相談等)

第12条 町は、性別による差別的扱いその他男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害等に関する町民の相談に対する助言指導を行うとともに、関係機関等の連携を図るなど必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第13条 町は、男女共同参画の推進に関する施策等について、総合的かつ計画的に取り組むための組織の充実に努めるものとする。

(男女共同参画推進委員会)

第14条 町長は、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、石川町男女共同参画推進委員会を設置することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

3. 石川町男女共同参画プラン策定委員会設置規則

改正 平成14年3月29日規則第1号
平成15年3月31日規則第2号
平成19年3月30日規則第1号
平成21年3月31日規則第6号
平成26年3月31日規則第2号
令和2年3月31日規則第2号
令和6年3月29日規則第2号

(設置)

第1条 石川町男女共同参画プラン(仮称)を策定するため、石川町男女共同参画プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 石川町男女共同参画プランの策定に関すること。
- (2) 計画策定のための関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他、目的達成に必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、15人以内で組織し、副町長のほか次の各号のうちから町長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 女性関係団体等の代表者
- (3) 教育関係者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副町長をもってあてる。
- 3 副委員長は、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委員会設置から計画策定完了までとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見又は説明を聞くことができる。

(作業部会)

第7条 委員会に作業部会を置き、次の各号に掲げる事項について調査及び研究をする。

- (1) 計画骨子の作成、検討及び素案の作成
- (2) 計画書の原案作成
- (3) その他、計画案策定に関すること。
- 2 作業部会は、別表に掲げるものをもって組織する。
- 3 作業部会は、生涯学習担当課長が招集し主宰する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生涯学習担当課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は委員会において協議し決定するものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成 15 年規則第 2 号)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 19 年規則第 1 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 21 年規則第 6 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 26 年規則第 2 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則(令和 2 年規則第 2 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則(令和 6 年規則第 2 号)

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 7 条関係)

所 属	職 名
総務課	総務係長 職員係長
企画商工課	協働推進係長 商工観光係長
町民課	窓口係長
防災環境課	防災安全係長
保健福祉課	社会福祉係長 高齢福祉係長 健康増進係長 こども家庭係長
農政課	農政係長
教育課	学校管理係長 幼児保育係長

4. 石川町男女共同参画プラン策定委員・石川町男女共同参画推進委員 名簿

(敬称略、五十音順)

No.	氏 名	役職等
1	石沢 泰蔵	石川中学校長
2	木戸 美帆	石川町社会福祉協議会職員
3	小玉 陽彦	石川町教育委員会教育長
4	郷 美枝子	元福島県指導農業士、元社会教育委員
5	酒井 圭子	石川町商工会女性部長
6	高原 孝	石川町民生児童委員協議会長
7	水野 史恵	福島県男女共生センター企画調査課主任主査
8	湯澤 千春	人権擁護委員
9	吉田 浩子	前石川町男女共同参画推進委員会委員長
10	和知 勇希	いわき石川青年会議所理事長

5. 男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画

計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府

の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）

第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、こ

の法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則（平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

6. 用語解説

(※五十音順)

用 語	解 説
アンコンシャス・バイアス	私たちは、何かを見たり、聞いたり、感じたりしたときに、無意識に「こうだ」と思い込むことがある。これをアンコンシャス・バイアス（略して、アンコン）と言う。日本語では、「無意識の思い込み」等とも表現されている。例えば、お茶くみは女性がやるもの、雑用は若手の仕事、などがあげられる。
育児・介護休業法	平成3（1991）年に成立した育児休業法が、平成7（1995）年に育児・介護休業法として改正された。その後、平成21（2009）年の改正で、短時間勤務制度や父親も子育てができる働き方の実現が盛り込まれた。平成29（2017）年から、育児・介護休業を利用した労働者に対して、上司や同僚からの嫌がらせを防止するための環境整備が事業主に義務付けられた。
SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）	友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービスをいう。
M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育て一段落すると再び労働市場に参入する特徴があるため。
固定的性別役割分担	男女を問わず個人の能力等によって役割分担をすることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。
性自認	自分がどの性別であるかの認識。この認識については、自分の生物学的な性別と一致する人もいれば、一致しない人もいる。性自認が生物学的な性別と一致しない人や、どちらの性別にも違和感を覚える人をトランスジェンダーと呼ぶ。
ジェンダー	社会的、文化的につくられた性差のこと。生物学的な性差（sex：セックス）に対して、これと区別するために、国際的にも広く使用されることとなった概念・用語。ジェンダーの具体例としては、「男は仕事・女は家庭」といった固定的性別役割分担や、「男性は女性より偉い」などの偏見があげられる。
性的マイノリティ	同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のことをいう。 「セクシャルマイノリティ」、「性的少数者」ともいう。

用 語	解 説
セクシュアル・ハラスメント	職場や学校などで相手の意に反した性的な発言や行動（卑猥な写真・記事等の掲示・配布など、間接的なものを含む）を行い、周囲に不快感を与えることをいう。 職場では、相手の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行するうえで、一定の不利益を与え、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させることをいう。また、学校では、相手の意に反した性的な言動を行うことにより、学習意欲の低下や喪失を招くなど、学校生活を送るうえで不利益を与え、学習環境を悪化させることをいう。
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、男女共同参画社会の基本的な考え方とともに、国や地方自治体と国民などそれぞれの役割と責任を定めた法律で、平成 11（1999）年に公布・施行。
男女共同参画社会	平成 11（1999）年 6 月施行の「男女共同参画社会基本法」では、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる」社会と示されている。
地域（地域コミュニティ）	住民の身近な生活圏域のこと。住民の活動を主たる対象とし、活動に応じて町内会、自治会、校区等様々な範囲が想定される。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力。身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれる。その中でも恋人同士の間で起こる暴力を「デートDV」という。
パワー・ハラスメント	職場のパワー・ハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係等の職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のことをいう。平成 19（2007）年、政府の関係閣僚、経済界、労働界、地方公共団体の代表等からなる「官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、平成 22（2010）年 6 月には、一層の取り組みの決意を表明するため、政労使トップによる合意が結ばれた。



いしかわ男女共同参画プラン

令和7年6月

編集・発行／石川町 生涯学習課

〒963-7852 福島県石川郡石川町字関根 165

☎ 0247-26-2566 FAX 0247-26-4992

ホームページ <https://www.town.ishikawa.fukushima.jp/>

E-mail shogaigakushu@town.ishikawa.fukushima.jp

